

練馬区立総合体育館改築基本計画

平成24年（2012年）3月



目 次

1. これまでの検討の経緯	1
(1) 本計画の位置づけとこれまでの検討経緯.....	1
2. 総合体育館の現状と課題	6
(1) 現在の総合体育館の施設概況	6
(2) 現在の総合体育館の施設利用状況.....	7
(3) 総合体育館の課題	11
3. 総合体育館改築の基本方針（施設のあり方）	12
4. 施設整備計画	19
(1) 土地利用計画.....	19
(2) 求められる機能・規模.....	24
(3) 施設計画	34
(4) 環境共生への配慮	43
5. 管理運営計画	44
(1) 管理運営の方針	44
(2) 管理運営の具体的方策	45
6. 事業方式	48
(1) 新総合体育館の施設整備・運営の事業方式	48
(2) 施設整備・運営の事業方式の評価	49
7. 総合体育館改築の実現に向けて	50
(1) 事業スケジュール	50
(2) 実現に向けた今後の検討事項	50
付属資料	52
1 練馬区立総合体育館改築基本計画の策定経過	53
2 練馬区立総合体育館改築基本計画策定検討組織.....	54
3 練馬区立総合体育館改築基本計画策定懇談会設置要綱.....	55
4 練馬区立総合体育館改築基本計画策定委員会設置要綱.....	56

1. これまでの検討の経緯

(1) 本計画の位置づけとこれまでの検討経緯

1) 計画策定の趣旨

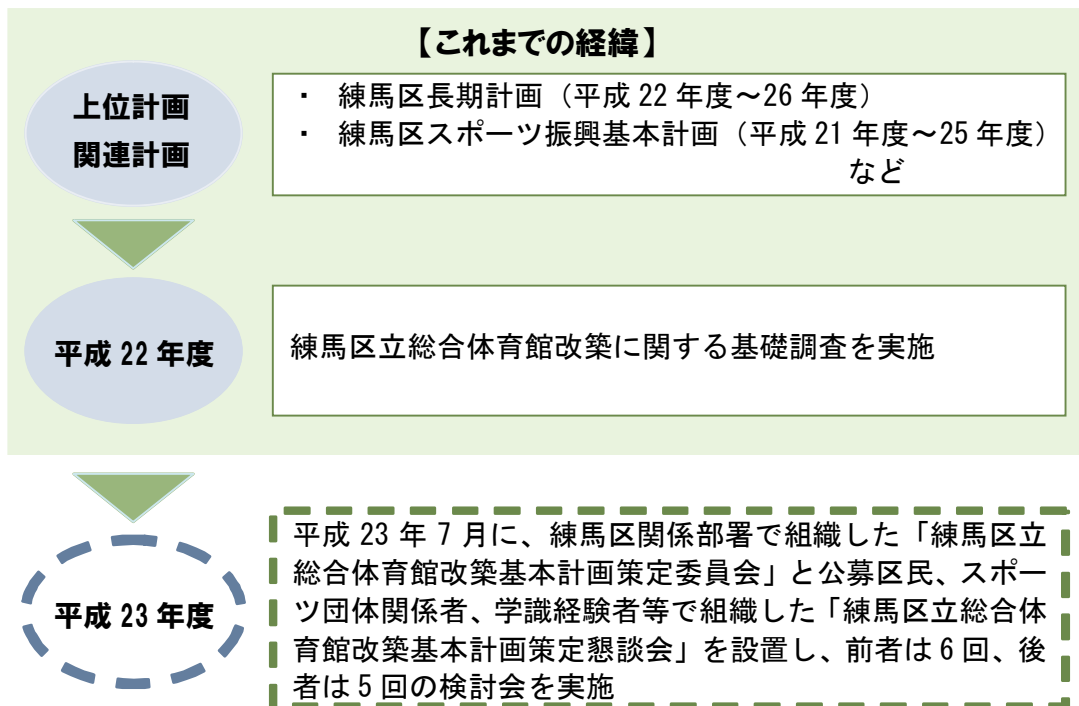
練馬区長期計画（平成 22 年度～26 年度）の計画事業である総合体育館の改築に向けて、長期計画に基づき、平成 23 年度において基本計画を策定し、今後の事業推進の指針とします。

2) これまでの検討の経緯

練馬区立総合体育館は、昭和 47 年に練馬区内で最初の区民体育館として開設し、屋内スポーツ施設の中核的機能を果たしてきました。しかし、開設から約 40 年が経過し、区民の意識やスポーツ活動の変化等により、開設当時と今日では、求められる機能や設備にも変化が生じており、現状の施設の機能では、区民のニーズに十分応えられなくなっています。

このような背景のもと、「練馬区長期計画（平成 22 年度～26 年度）」や「練馬区スポーツ振興基本計画（平成 21 年度～25 年度）」などの上位計画・関連計画においても、総合体育館の改築を重要な施策として位置づけました。

また、長期計画に基づき本基本計画策定の基礎資料とするため、「練馬区立総合体育館改築に関する基礎調査（平成 22 年度）」を実施しました。



3) 上位計画・関連計画における位置づけ

①上位計画・関連計画

練馬区では「練馬区基本構想」において「だれもが生涯にわたって、学びたいとき、活動したいときに、さまざまな学びや文化・スポーツ活動に参加し、自らを高めながら人や地域とのつながりを深められるように、図書館やスポーツ施設等の機能を充実する」ことで、多様な地域活動を活性化すると明記しています。

また、平成 21 年 3 月に策定した「練馬区スポーツ振興基本計画」の重点プロジェクトのひとつとして「中核となるスポーツ施設の整備」が挙げられており、その具体的な取り組みとして総合体育館の改築を位置づけています。

総合体育館の改築にあたっては、これら国、都、練馬区の上位計画・関連計画を踏まえ推進することが求められます。以下に、総合体育館の改築に関連するこれら計画等のポイントを整理しました。

国・都の上位計画・関連計画における新総合体育館整備のポイント

	計画名	策定年	計画内容のポイント
国の施策 (文部科学省)	スポーツ振興基本計画	平成 12 年 9 月 平成 18 年 9 月 改定	<ul style="list-style-type: none"> 生涯スポーツ社会の実現のため、できるかぎり早期に、成人の週 1 回以上のスポーツ実施率が 50 パーセントとなることを目指す。 平成 22 年度までに、各区市町村で少なくとも 1 つは総合型地域スポーツクラブを育成する。 地域におけるスポーツ環境の整備充実方策としてスポーツ施設の充実等が明記され、到達目標として全国展開される総合型地域スポーツクラブに必要な、魅力あるスポーツ空間を確保する。
	スポーツ立国戦略	平成 22 年 8 月	<ul style="list-style-type: none"> ライフステージに応じたスポーツ機会の創造の施策の中に、身近なスポーツ活動の場を確保するために学校体育施設等の既存の施設の有効活用や地域スポーツ施設の整備を支援する。
都の施策	東京都スポーツ振興基本計画	平成 20 年 7 月	<ul style="list-style-type: none"> 都立体育施設は市区町村を越えるスポーツ大会・交流の場とする。 地域スポーツクラブの設立と人材の発掘・育成の支援を行う。 公共スポーツ施設等は、老朽化などの問題から、今後改築・改修の必要性に迫られる。これらは、地域住民の認知度も高く、新たな地域社会再生の場として、地域共同利用型の改修等を区市町村に働きかける。

出所：練馬区立総合体育館改築に関する基礎調査報告書（平成 22 年度）より抜粋

練馬区の上位計画・関連計画における新総合体育館整備のポイント

	計画名	策定年	計画内容のポイント
練馬区の 施策	練馬区基本構想	平成 21 年 12 月	・にぎわいとやすらぎのあるまちの中でスポーツ施設等の機能を充実させる。
	練馬区長期計画 平成 22 年度～ 26 年度	平成 22 年 3 月	・スポーツ関係団体、大学等の研究機関との協力・連携による多様なスポーツ機会を創出し、中核となるスポーツ施設として総合体育館の改築に向けて調査・設計等を行う。
	練馬区スポーツ 振興基本計画 平成 21 年度～ 25 年度	平成 21 年 3 月	・中核となるスポーツ施設として総合体育館を改築する。 ・「する」・「みる」・「ささえる」の多様なスポーツの展開にふさわしい屋内スポーツ施設として改築すること、スポーツ教室、イベントの開催、プロスポーツチーム等の試合の誘致を検討する。 ・より効果的に運営するために指定管理者制度の導入など民間のノウハウを活用する。
	練馬区生涯学習 推進計画 平成 23 年度～ 26 年度	平成 23 年 3 月	・区民のだれもが、身近なところで、主体的にスポーツ活動ができるように環境整備に努めるとともに、生涯スポーツ活動を担う人材の育成を図る。
	練馬区 健康づくり 総合計画	平成 23 年 3 月	・生涯を通じた健康づくりのための場と機会を提供していくとともに、関係団体、区民との連携が重要である。
	練馬区 障害者計画	平成 19 年 3 月 平成 24 年 3 月 改定	・障害者のいきがいのある地域生活を支援し社会参加を促進するため、スポーツの普及および振興を図っていく。
	練馬区 地域防災計画 平成 23 年度修正	昭和 39 年 3 月 平成 24 年 3 月 第 28 次修正	・区立総合体育館を災害時には地域内輸送拠点として活用する。

出所：練馬区立総合体育館改築に関する基礎調査報告書（平成 22 年度）を元に作成

②練馬区長期計画（平成 22 年度～26 年度）

「練馬区長期計画」の計画事業「区立スポーツ施設の整備」において、総合体育館改築事業が位置づけられています。

③練馬区スポーツ振興基本計画（平成 21 年度～25 年度）

総合体育館の改築と関連の深い「練馬区スポーツ振興基本計画」は、以下のような基本理念、基本目標を定めています。これらの実現に寄与するよう、総合体育館の改築を推進することが重要です。

4.2 計画の基本理念

本計画の策定に先立ち実施した2つのスポーツに関する調査（「スポーツに関する区民意識意向調査（平成18年度）」、「スポーツ振興に関する施設環境調査（平成19年度）」）で明らかになった現状と課題、および区民のニーズや区のこれまでの主なスポーツ振興施策を踏まえて、本計画の基本理念を以下の通り定めます。

区民の誰もが、それぞれの体力や年齢・技術・興味・目的に応じて、身近な地域で「いつでも どこでも いつまでも」スポーツに親しめる豊かでうるおいのある生涯スポーツ社会の実現と、スポーツが盛んな、活気あふれるまち“ねりま”をめざします。

4.3 計画の基本目標

基本理念を実現するために本計画の基本目標を、「区民自らがより自主的にスポーツに参加・参画するとともに、地域やスポーツ関係団体、区の協力・連携により、より豊かなスポーツ活動の展開を図ること、スポーツを通して生活や地域を豊かにすること」とし、その目標を達成するための取組を展開します。

また、基本目標には、達成状況を測るための指標および数値目標を設定することで、計画の進捗状況を把握し、取組の成果を評価しながら、効果的に計画を推進します。なお、数値目標は、現在のスポーツ実施率を踏まえて設定しました。

■指標および数値目標

週1回以上スポーツを行う成人の割合を、平成25年度までに、60%以上にする（現状値46.2%）

また、基本目標を、区民、地域やスポーツ関係団体、区のそれぞれの視点から捉えると、以下のように整理されます。

●区民の視点：区民のスポーツライフの充実

区民の視点から捉えた基本目標は、区民一人ひとりが自主的にスポーツを行うことにより、豊かなスポーツライフを送ることです。

●地域やスポーツ関係団体の視点：スポーツを通じた地域の活性化

地域やスポーツ関係団体の視点から捉えた基本目標は、区民に多様なスポーツ機会を提供し、そのスポーツ活動を地域の活性化につなげることです。

●区の視点：スポーツ環境の整備

区の視点から捉えた基本目標は、地域やスポーツ関係団体の協力・連携の仕組みづくり、活動の基盤となるスポーツ施設の整備等、スポーツの環境を整備することです。

出所：練馬区スポーツ振興基本計画（平成 21 年度～25 年度）より抜粋

また、同計画において、総合体育館の改築は、「中核となるスポーツ施設の整備」プロジェクトに位置づけられています。

5.1 「中核となるスポーツ施設の整備」プロジェクト

(1) 目的

「中核となるスポーツ施設の整備」プロジェクトにおいては、区のスポーツ施設の中核となる総合体育館や練馬総合運動場の整備やスポーツイベントの開催によって、区民が集い、一体感や地域への愛着を深めるとともに、区民自らが行う「する」スポーツ、試合やイベント等を観戦する「みる」スポーツ、大会やイベントにボランティア等で参加する「ささえる」スポーツといった多様なスポーツへの参加の機会を提供することを目的とします。

(2) 具体的な取組

①総合体育館の改築

総合体育館は昭和47年に区内で最初の区民体育館として開設し、屋内スポーツ施設の中核的な機能を果たしてきました。しかし、区民の意識やスポーツ活動の変化等により開設当時と今日では、求められる機能や設備にも変化が生じています。温水プールがないことや、アリーナに冷暖房設備がないこと、さらには施設のバリアフリー化が進んでいないことなど現状の施設の機能では、区民ニーズに十分応えられなくなってきました。

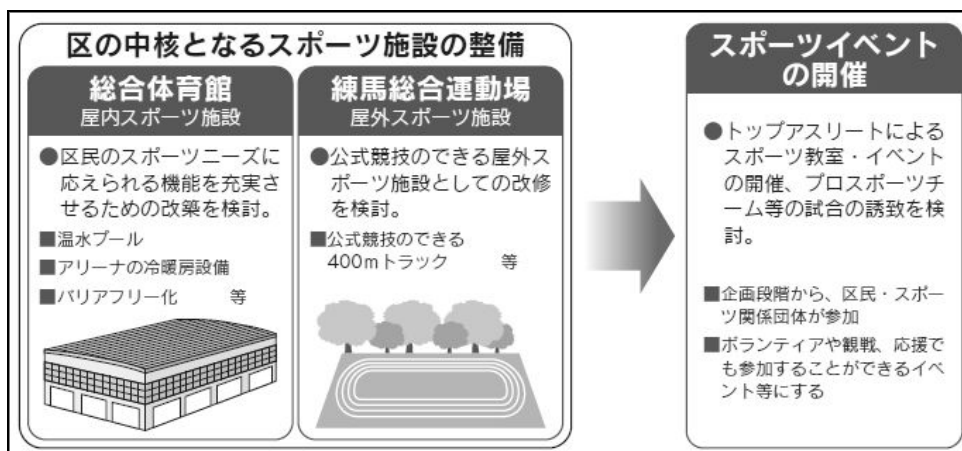
そこで、総合体育館を今日の区民のスポーツニーズに応えられる機能を充実させ、今後の「する」・「みる」・「ささえる」の多様なスポーツの展開にふさわしい屋内スポーツ施設として改築することを検討していきます。

③スポーツイベントの開催

区民やスポーツ関係団体が、「する」・「みる」・「ささえる」の多様なスポーツとの関わりを持てるようにするためのスポーツイベントを開催します。

中核となるスポーツ施設において、トップアスリートによるスポーツ教室・イベントの開催、プロスポーツチーム等の試合の誘致を検討します。

企画の段階から区民やスポーツ関係団体が参加するだけでなく、当日はボランティアや観戦、応援でも参加することができるイベント等にする事で、「する」スポーツに加えて、「みる」・「ささえる」スポーツの推進を図ります。



出所：練馬区スポーツ振興基本計画（平成21年度～25年度）より抜粋

2. 総合体育館の現状と課題

(1) 現在の総合体育館の施設概況

現在の総合体育館の施設内容は以下のとおりです。

- 1) 所在地 練馬区谷原一丁目7番5号
- 2) 敷地面積：約 16,443 m²
- 3) 建築面積：約 3,652 m²
- 4) 延床面積：約 6,003 m²
- 5) 用途地域別の法規制

	目白通り沿い	主な部分	東側
用途地域	準住居地域	第一種住居地域	第一種低層住居 専用地域
建ぺい率	60%	60%	50%
容積率	300%	200%	100%
高度地区 (高さ制限)	第3種高度地区 30m	第2種高度地区 17m	第1種高度地区 10m

6) 施設概要

室名	面積 (m ²)	用途
アリーナ (競技場)	1,744 m ²	競技スペース 39m×36m バレー・バスケット 2面、バドミントン 8面 卓球台 21台 観客席 (固定 392席)
卓球場	313 m ²	卓球台 10台
柔道場	235 m ²	畳 105畳 指導員室、用具庫
剣道場	327 m ²	床板張り、指導員室、用具庫
弓道場	540 m ²	洋弓 5的 和弓 5的、矢道含む
エア・ライフル場	95 m ²	別棟 (屋内) エア・ライフル 6射座
第1・2 トレーニング室	241 m ²	筋力系トレーニング機器 10台 有酸素系トレーニング機器 5台 リラクゼーション系トレーニング機器 2台
会議室	68 m ²	定員 45名
ローラースケート場 (屋外)	1,350 m ²	50m×27m、1周 100m リンク
相撲場 (屋外)	—	土俵 (屋根付)、足洗い場

※弓道場は矢道を含む全体の大きさを、ローラースケート場はリンク部分のみの大きさを示している。弓道場は、洋弓・和弓共用利用である。

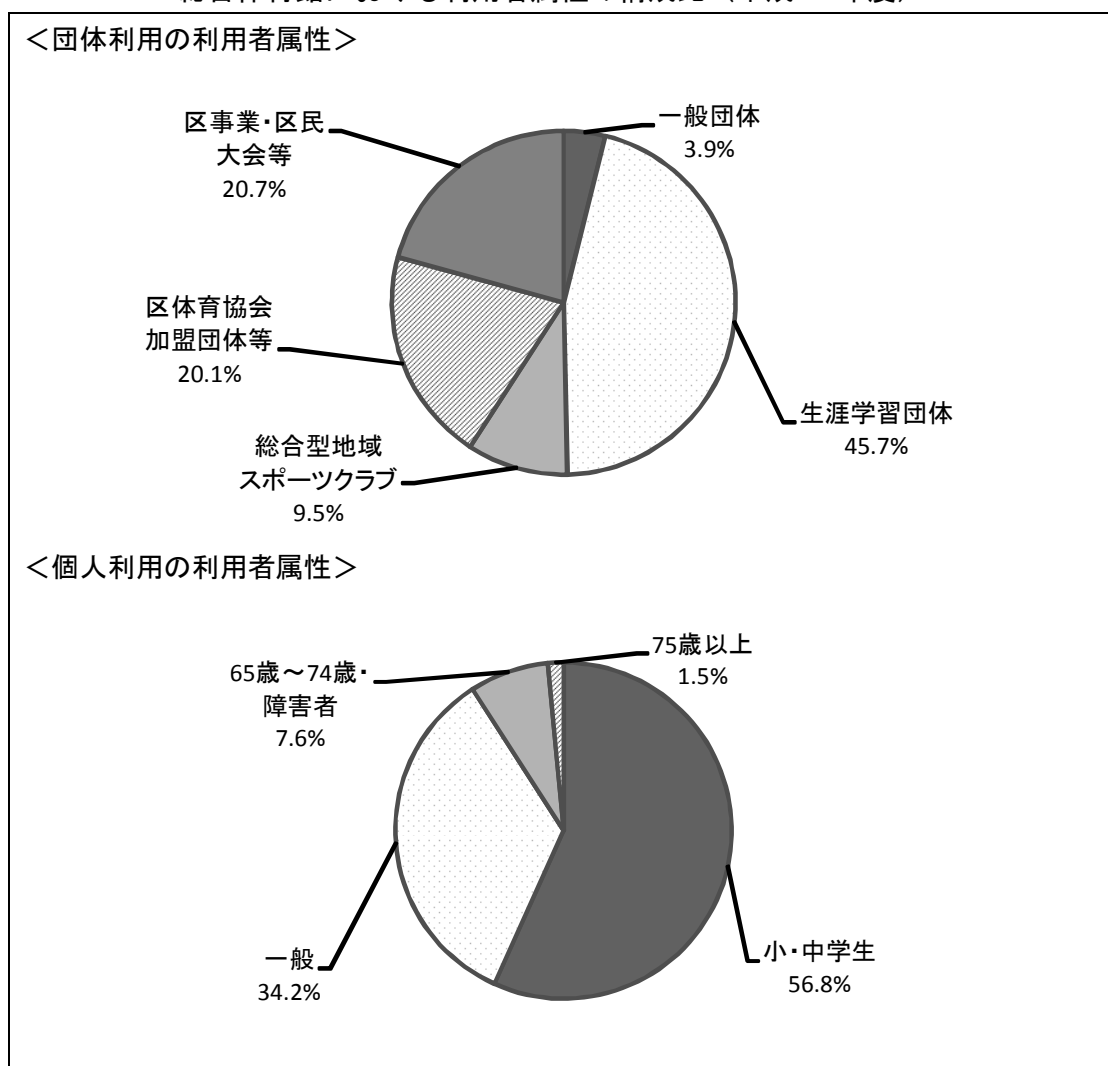
(2) 現在の総合体育館の施設利用状況

1) 利用者の状況

総合体育館の平成 21 年度における年間利用者数は 172,773 人（そのうち、競技用諸室が 156,670 人、トレーニング室が 11,725 人、会議室が 4,378 人）であり、近年の利用者数の推移は増加傾向にあります。競技用諸室の利用者属性をみると、平成 21 年度における利用者は団体が 112,001 人（71.5%）、個人が 44,669 人（28.5%）で、団体利用の約半数が生涯学習団体、個人利用の 6 割弱が小・中学生の利用となっています。

※競技用諸室とは、P 6 施設概要の中、トレーニング室・会議室以外の施設を指す。

総合体育館における利用者属性の構成比（平成 21 年度）



出所：練馬区立総合体育館改築に関する基礎調査報告書（平成 22 年度）より抜粋

また、利用者の種目をみると、個人利用では、卓球、ローラースケート、バドミントン、バスケットボールの利用が多くなっています。団体利用では、剣道や柔道、バドミントン、バレーボール等の利用が多くなっています。

総合体育館における一般種目の構成比（平成 21 年度）

	個人	団体
バレーボール	3.4%	12.5%
バドミントン	16.3%	13.0%
バスケットボール	13.6%	5.2%
卓球	36.8%	10.0%
柔道	0.7%	14.0%
剣道	1.0%	18.2%
和弓	4.6%	5.6%
アーチェリー	1.4%	0.6%
相撲	0.0%	0.4%
エア・ライフル	1.0%	0.4%
ローラースケート	21.2%	4.5%
その他	0.0%	15.5%

※「その他」は、体操、新体操、合気道、空手、テコンドー、躰道、チアリーディング、銃剣道、テニス、ラケットテニス、フォークダンス、ビーチバレーボール等となっている。

出所：練馬区立総合体育館改築に関する基礎調査報告書（平成 22 年度）を元に作成

2) 諸室の稼働状況

現在の総合体育館の施設利用について、団体利用の、平日/土日・祝日別、日中/夜間別の稼働率をみると、以下のような特徴があります。

- ・ アリーナ（競技場）、卓球場、柔道場、剣道場、弓道場については、曜日・時間帯によってばらつきはあるものの、いずれかの曜日・時間帯において90%以上が稼働しています。
- ・ 相撲場については、いずれの曜日・時間帯でも稼働率が低く（最も稼働率が高い土日・祝日の日中でも7.0%）なっています。

団体利用でみた総合体育館の諸室ごとの稼働状況
(曜日・時間帯別：平成21年度)

		平日		土日・祝日		合計
		日中	夜間	日中	夜間	
		9:00～18:00	18:30～21:30	9:00～18:00	18:30～21:30	
アリーナ (競技場)	稼働率	71.8%	91.8%	96.1%	94.2%	84.1%
	利用件数	689	146	664	213	1,712
	利用可能件数	959	159	691	226	2,035
卓球場	稼働率	87.0%	77.9%	96.1%	-	86.4%
	利用件数	403	74	49	0	526
	利用可能件数	463	95	51	0	609
柔道場	稼働率	40.4%	91.2%	90.6%	88.9%	65.8%
	利用件数	275	208	318	104	905
	利用可能件数	680	228	351	117	1,376
剣道場	稼働率	58.8%	99.0%	79.3%	67.3%	71.3%
	利用件数	359	203	234	72	868
	利用可能件数	611	205	295	107	1,218
弓道場	稼働率	55.3%	59.6%	95.1%	70.7%	71.5%
	利用件数	215	90	331	82	718
	利用可能件数	389	151	348	116	1,004
エア・ライフル場	稼働率	0.0%	0.0%	74.4%	73.8%	16.7%
	利用件数	0	0	148	48	196
	利用可能件数	684	228	199	65	1,176
ローラースケート場	稼働率	10.2%	-	74.3%	-	21.1%
	利用件数	70	-	104	-	174
	利用可能件数	685	-	140	-	825
相撲場	稼働率	0.0%	-	7.0%	-	2.4%
	利用件数	0	-	64	-	64
	利用可能件数	1,760	-	910	-	2,670

※剣道場においては、剣道以外の種目（例：ヨガ、空手、古武道、ダンス、体操等）での利用も含む。

また、区内の体育施設の団体利用の稼働率についてみると、アリーナ（競技場）については区内の7施設すべて、柔道場、剣道場については区内のほとんどの施設で導入されていますが、比較的どの体育館でも稼働率が高く、利用ニーズの高い諸室であるといえます。

総合体育館に設置されている卓球場、弓道場、エア・ライフル場、ローラースケート場、相撲場については、区内の他の体育施設にはない諸室となっています。

区内体育施設の諸室別稼働状況（平成21年度、団体利用）

		総合体育館	桜台体育館	上石神井体育館	平和台体育館	光が丘体育館	大泉学園町体育館	中村南スポーツ交流センター	合計
アリーナ (競技場)	稼働率	84.1%	91.5%	85.4%	86.3%	96.1%	89.5%	62.4%	86.4%
	利用件数	1,712	764	1,098	340	3,461	1,113	967	9,455
	利用可能枠数	2,035	835	1,285	394	3,603	1,244	1,550	10,946
卓球場	稼働率	86.4%	—	—	—	—	—	—	—
	利用件数	526	—	—	—	—	—	—	—
	利用可能枠数	609	—	—	—	—	—	—	—
柔道場 (第一武道場)	稼働率	65.8%	74.1%	86.5%	72.9%	—	89.6%	85.5%	77.6%
	利用件数	905	821	709	94	—	441	833	3,803
	利用可能枠数	1,376	1,108	820	129	—	492	974	4,899
剣道場 (第二武道場)	稼働率	71.3%	86.7%	94.3%	84.2%	—	87.4%	※	82.1%
	利用枠数(件数)	868	605	574	123	—	402		2,572
	利用可能枠数	1,218	698	609	146	—	460		3,131
弓道場	稼働率	71.5%	—	—	—	—	—	—	—
	利用件数	718	—	—	—	—	—	—	—
	利用可能枠数	1,004	—	—	—	—	—	—	—
エア・ライフル場	稼働率	16.7%	—	—	—	—	—	—	—
	利用件数	196	—	—	—	—	—	—	—
	利用可能枠数	1,176	—	—	—	—	—	—	—
ローラースケート場	稼働率	21.1%	—	—	—	—	—	—	—
	利用件数	174	—	—	—	—	—	—	—
	利用可能枠数	825	—	—	—	—	—	—	—
相撲場	稼働率	2.4%	—	—	—	—	—	—	—
	利用件数	64	—	—	—	—	—	—	—
	利用可能枠数	2,670	—	—	—	—	—	—	—
合計	稼働率	47.3%	82.9%	87.7%	83.3%	96.1%	89.1%	71.3%	69.3%
	利用件数	5,163	2,190	2,381	557	3,461	1,956	1,800	17,508
	利用可能枠数	10,913	2,641	2,714	669	3,603	2,196	2,524	25,260

※ 中村南スポーツ交流センターは、1つの「武道場」が柔道および剣道の利用に供している。中村南スポーツ交流センターの「柔道」における数値は、「武道場」として、これらを合算した数字である。

出所：練馬区立総合体育館改築に関する基礎調査報告書（平成22年度）より抜粋

3) スポーツ教室の実施状況

総合体育館において、平成21年度に開催されたスポーツ教室は、全13種目、94回になります。

4) 大会の開催状況

総合体育館において、平成21年度に区主催の大会は、「練馬区民体育大会」、「女性スポーツ大会」、「城北5区親善競技大会」の3大会が開催され、延べ15種目が実施されています。

(3) 総合体育館の課題

「(2) 現在の総合体育館の施設利用状況」のとおり、総合体育館は区民に多く利用されている施設ですが、スポーツや健康についての意識の高まりからも、新しい総合体育館への期待は大きく、多様な区民のニーズに応じていく必要があります。

具体的には、プールやランニングコースといった新たな種目への対応や、大規模な大会等を想定したアリーナ（競技場）の充実、飲食スペース、様々な区民ニーズを踏まえたスポーツ教室の運営、快適にスポーツができる施設・設備の水準などが求められています。

利用者からみた総合体育館に対する課題・ニーズ

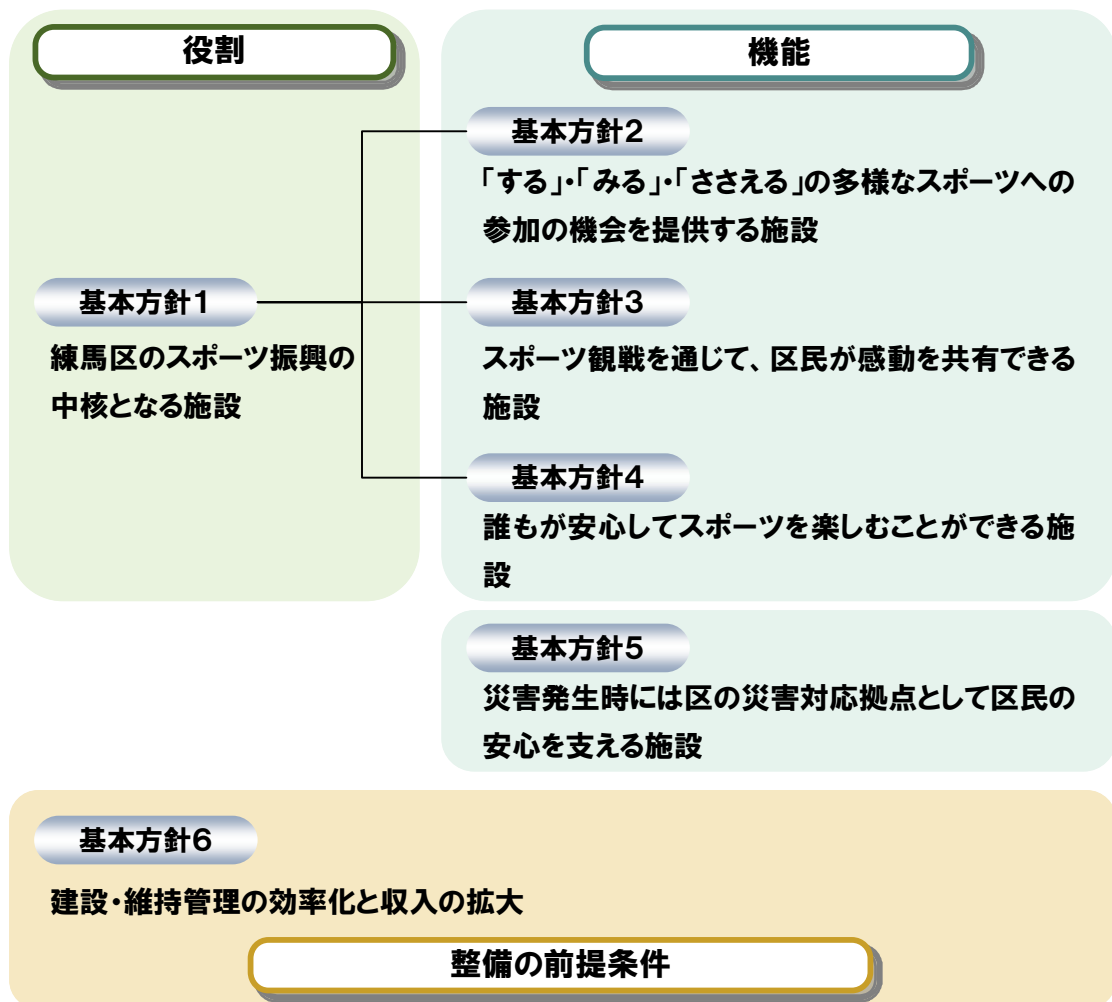
項目	課題・ニーズ
種目への対応	プールやランニングコースの新設、トレーニングルームの充実に対するニーズが高い。 また、和弓・アーチェリー、卓球場、フットサルコートなどへのニーズもみられる。
付帯施設・付帯サービス	新たに整備してほしい付帯施設はレストラン・カフェやお弁当が食べられるスペースなど、飲食コーナーへのニーズが高い。 また、大会時のお弁当販売へのニーズもある。 その他、交流・休憩スペースや託児スペース、キッズスペースなどのニーズもある。
施設・設備のハード面	現総合体育館に対して、施設の暗さ、施設・設備の古さ、アリーナ（競技場）・観客席の規模の拡大、サブアリーナの設置、バリアフリー対応の不十分さが課題・ニーズとして挙げられている。
スポーツ教室	スポーツ教室に対する利用意向は多いが、現状の開催時間帯では参加できる利用者が限られている。 その他、ニーズの高い種目の設置、子供と一緒に参加できる教室などの多様なニーズがある。
立地	総合体育館を利用しない理由として、家や学校、会社から遠いこと、駅から遠いことなど、アクセス面が主要な要因となっており、交通アクセスの改善や駐車場の利用しやすさ（スペースや料金）が求められている。

出所：練馬区立総合体育館改築に関する基礎調査報告書（平成 22 年度）を参考に作成

3. 総合体育館改築の基本方針(施設のあり方)

新総合体育館は、「練馬区スポーツ振興基本計画」に掲げられる基本理念である、区民の誰もが、それぞれの体力や年齢・技術・興味・目的に応じて、身近な地域で「いつでも どこでも いつまでも」スポーツに親しめる豊かであるおいのある生涯スポーツ社会の実現と、スポーツが盛んな、活気あふれるまち“ねりま”の実現に寄与することが求められます。これを踏まえ、総合体育館の改築にあたっては、以下のような6つの基本方針を設定しました。

総合体育館改築の基本方針（施設のあり方）



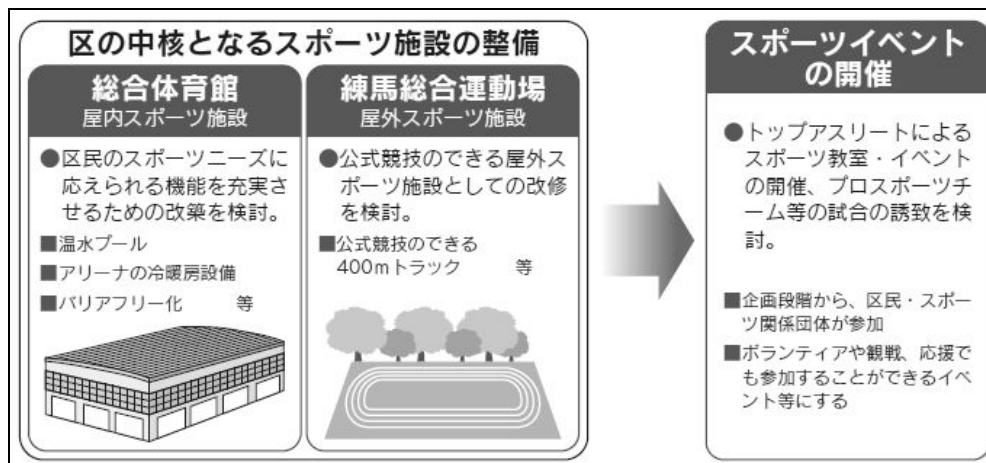
基本方針1 練馬区のスポーツ振興の中核となる施設

練馬区では、区民体育館7館構想に基づき、各地域に区民体育館を設置してきました。区民体育館のほか、総合運動場、野球場、庭球場等の屋外施設や温水プールといった区立スポーツ施設があります。

総合体育館の改築は、平成21年3月に策定した「練馬区スポーツ振興基本計画」において、「中核となるスポーツ施設の整備」プロジェクトに位置づけられるなど、区民がスポーツに親しむ場の更なる充実が期待されます。

新総合体育館は、区民が集い、一体感や地域への愛着を深めるとともに、多様なスポーツへの参加の機会を提供する中核拠点として、区民のスポーツライフの充実、スポーツを通じた地域の活性化、スポーツ環境の整備を牽引することが期待されます。

区の中核となるスポーツ施設の整備



出所：練馬区スポーツ振興基本計画（平成21年度～25年度）より抜粋

練馬区立体育館、温水プール

	名称	住所	施設概要
体育館	総合体育館	谷原 1-7-5	アリーナ(競技場)、柔道場、剣道場、卓球場、弓道場、相撲場、エア・ライフル場、トレーニング室、ローラースケート場、会議室
	桜台体育館	桜台 3-28-1	アリーナ(競技場)、柔道場、剣道場兼卓球場
	上石神井体育館	上石神井 1-32-37	アリーナ(競技場)、武道場(2室)、トレーニング室、25m温水プール、幼児用温水プール、会議室
	平和台体育館	平和台 2-12-5	
	大泉学園町体育館	大泉学園町 5-14-24	
	光が丘体育館	光が丘 4-1-4	アリーナ(競技場)、トレーニング室、健康体力相談室、屋内ランニングコース、25m温水プール、幼児用温水プール、会議室
中村南スポーツ交流センター	中村南 1-2-32	多目的アリーナ、武道場(1室)、トレーニング室、25m温水プール、幼児用温水プール、歩行用温水プール、ジャグジー、会議室	
温水プール	三原台温水プール	三原台 2-11-29	25m温水プール、幼児用屋外プール(夏季専用)

基本方針 2

「する」・「みる」・「ささえる」の多様なスポーツへの参加の機会を提供する施設

新総合体育館は、区民自らが「する」スポーツ、スポーツ大会・試合やイベント等を観戦する「みる」スポーツ、大会やイベントにボランティア等で参画する、スポーツ情報を提供するなど「ささえる」スポーツの総合的なスポーツの場としての役割を果たすことが求められます。そのためには、この役割にふさわしい機能・施設の整備とサービスの一層の充実が必要です。

このように、新総合体育館が、「する」・「みる」・「ささえる」の多様なスポーツへの参加の機会を提供することにより、「練馬区スポーツ振興基本計画」に掲げる基本目標である「区民自らがより自主的にスポーツに参加・参画するとともに、地域やスポーツ関係団体、区の協力・連携により、より豊かなスポーツ活動の展開を図ること、スポーツを通して生活や地域を豊かにすること」を実現します。

新総合体育館に期待される取り組みと施策イメージ

	説明	施策イメージ	主な対象者と施策目的の例
「する」 スポーツ	自らスポーツを行う区民の裾野を広げる	①スポーツ・健康教室・講習会の開催	・運動経験の少ない区民のきっかけづくり（社会人、中高年等）
		②親子スポーツの推進	・幼児から小学生を持つ家族に対してきっかけづくり
「みる」 スポーツ	競技性の高い試合やイベント等をみる機会を提供	①スポーツ大会の開催	・トップアスリートの競技水準に触れる場の提供
		②イベント等の開催	・幅広い世代に対してイベントを通じたスポーツへの興味向上
「ささえる」 スポーツ	大会やイベントなどをボランティア等として支援	①スポーツボランティアの育成・活用	・スポーツボランティアの講習会開催やボランティア体験を通じた育成
		②スポーツ関係団体との協力・連携	・関係団体の調整・協議の場の提供
		③スポーツ情報の提供	・サークル活動の情報や各種情報提供によりスポーツへの興味向上

出所：練馬区スポーツ振興基本計画（平成 21 年度～25 年度）を参考に作成

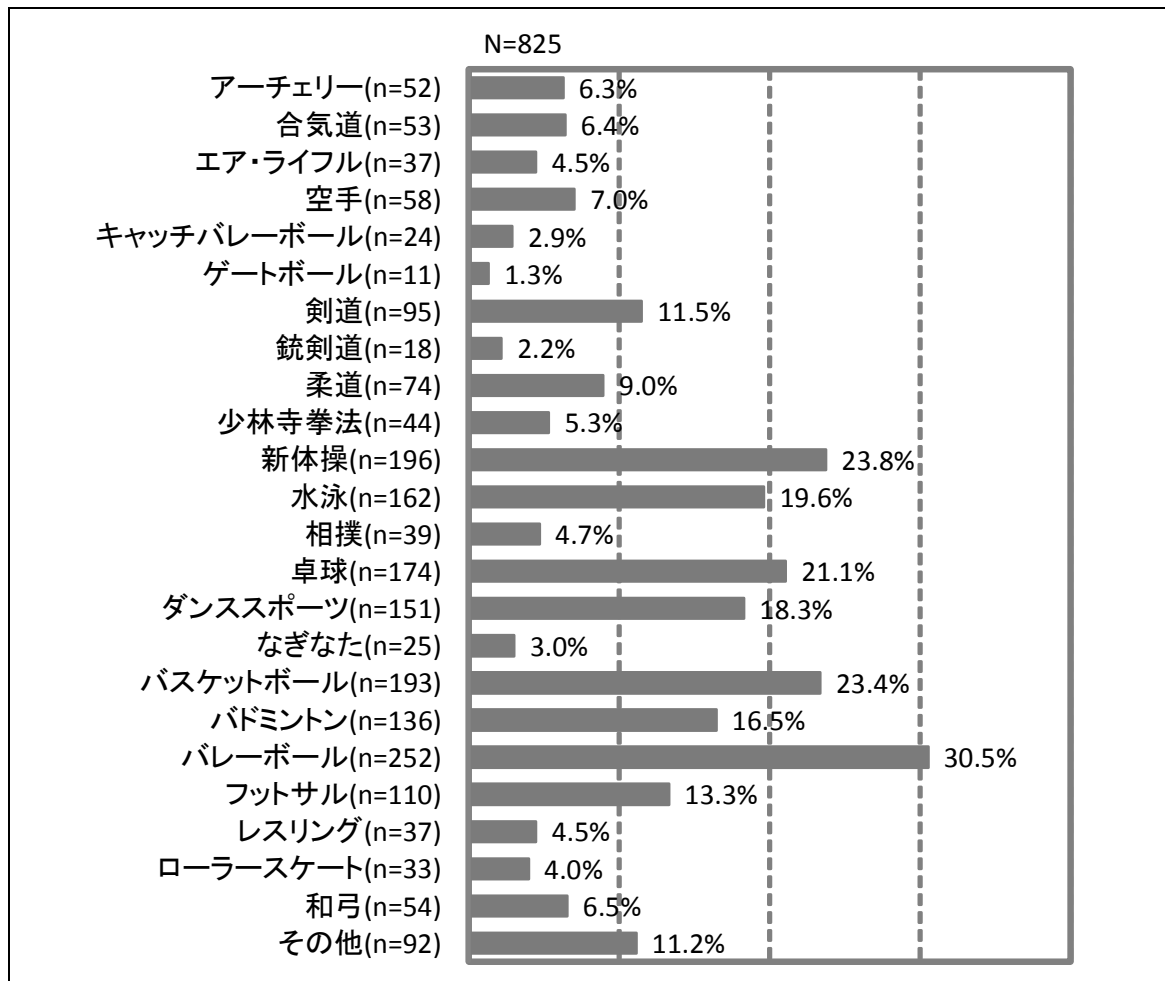
基本方針3 スポーツ観戦を通じて、区民が感動を共有できる施設

スポーツ大会・試合やイベント等を観戦する「みる」スポーツは、観客と競技者が一体となりスポーツの楽しさや感動を共有でき、スポーツの振興の大きなきっかけになります。総合体育館では、毎年、様々な種目の区民大会が開催されており、その際、競技者に加えてその家族や友人などが多く訪れ、スポーツ観戦を楽しんでいます。

平成22年度に実施した区民アンケートでは、観戦したい大会、試合の種目として「バレーボール」をはじめとして、多くの種目が挙げられており、スポーツ観戦に対するニーズの高さがうかがえます。

このように区民大会などの多くの区民が集まるスポーツイベントにも対応し、競技者と観戦者が一体となり、スポーツの感動を共有できるよう、これまで以上に「みる」機能の強化された新総合体育館の整備が期待されます。

観戦したい大会、試合の種目（複数回答）



出所：練馬区立総合体育館改築に関する基礎調査報告書（平成22年度）より抜粋

基本方針4

誰もが安心してスポーツを楽しむことができる施設

スポーツや健康への関心が高まる中、総合体育館は子供から高齢者までの幅広い年代の個人、家族や団体など、区民の誰もが楽しむ場であることが求められます。また、障害者の方も積極的にスポーツに参加できる環境の充実が求められます。このような多様な区民の様々なニーズを踏まえ、施設・設備を整備し、加えて、バリアフリー対応や安全管理の充実など、誰もが安心して利用できる施設であることが重要です。

また、公共スポーツ施設であることから、特にスポーツ経験やスポーツに対する関心がこれまでは高くなかった区民の方にも広くスポーツを楽しむきっかけを提供する場として機能することも重要です。更には、きっかけを提供するという総合体育館の役割から、地域団体や体育協会、総合型地域スポーツクラブなどのスポーツ関係団体の活動を支援することも重要です。

このように誰もが安心してスポーツを楽しむことのできる新総合体育館の整備が期待されます。

我が国の「スポーツ基本法」の基本理念

- ①スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。
- ②スポーツは、とりわけ心身の成長の過程にある青少年のスポーツが、体力を向上させ、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培う等人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、国民の生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものであるとの認識の下に、学校、スポーツ団体（スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。以下同じ。）、家庭及び地域における活動の相互の連携を図りながら推進されなければならない。
- ③スポーツは、人々がその居住する地域において、主体的に協働することにより身近にスポーツに親しむことができるようにするとともに、これを通じて、当該地域における全ての世代の人々の交流が促進され、かつ、地域間の交流の基盤が形成されるものとなるよう推進されなければならない。
- ④スポーツは、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保が図られるよう推進されなければならない。
- ⑤スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。

出所：スポーツ基本法第2条より引用

基本方針5 災害発生時には区の災害対応拠点として区民の安心を支える施設

平常時には区のスポーツ振興の拠点としての役割が求められますが、災害発生時には、練馬区地域防災計画（平成23年度修正）に示されているように『地域内輸送拠点』として東京都等より物資を受け入れ、区内各所への物資を輸送する拠点の機能を担うこととなります。このため、災害発生時には十分な量の物資を保管するとともに、区内各所へ迅速な輸送を行えるようにすることが求められます。

加えて、物資の輸送拠点としての機能のみならず、食料や生活必需品等を避難者等に対して迅速に提供できるように、相当数の物資の備蓄機能を併せ持つことが必要となります。

このように、平常時には区のスポーツ振興の拠点として、災害発生時には災害対応拠点として、区民の安心を支える施設であることが期待されます。

災害対応のための体制整備

災害対応のための体制を整備する	
第6章	避難拠点体制等の整備
第7章	備蓄体制の整備
第8章	情報連絡体制の整備
第9章	区立施設等の災害時利用計画 総合体育館は、災害発生時には、東京都の倉庫に保管される備蓄物資、区が調達した食料および生活必需品等の地域内輸送拠点として利用するという計画となっている。
第10章	事業継続計画（BCP）

出所：練馬区地域防災計画（平成23年度修正）を元に作成

基本方針6 建設・維持管理の効率化と収入の拡大

新総合体育館に求められる諸機能を整備・維持管理する際には、費用面にも十分に配慮することが求められます。そのためには、新総合体育館の建設から竣工後の維持管理、運営にいたる全てのプロセスにおいて、機能性のみならず効率性や区の収入面にも配慮することが重要です。

このように、新総合体育館の機能性に加えて、建設・維持管理費の効率化と収入を拡大する最適な事業方式を導入し、区の財政負担の軽減に寄与することが重要です。

区政経営の基本姿勢

3 持続可能な区政経営の実現

区は、区民福祉の向上をめざし、さまざまな地域の資源を有効に活用しながら、区民の視点に立った質の高い行政サービスを効果的・効率的に提供します。そして、その成果を検証して公表し、区民との情報の共有を図ります。

このような仕組みを構築することで、区政を取り巻く情勢の変動に柔軟かつ的確に対応するとともに、財政基盤を強固にしながら、持続可能な区政経営を実現します。

出所：練馬区基本構想（平成21年12月）より抜粋

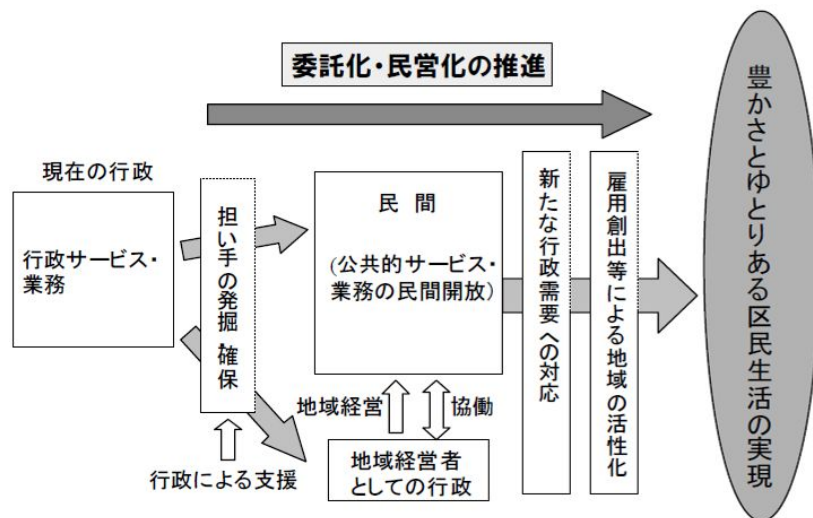
委託化・民営化の基本的な考え方

(2) 委託化・民営化推進方針

ア 「民間でできることは民間に委ねる」ことを基本に、区が専管的に実施しなければならない事務事業を除き、現在区が行っている事務事業（区立施設の管理運営を含む。）の委託化または民営化を積極的に推進する。

イ 区の事務事業の民間開放により、雇用創出等、地域の活性化をめざす。

委託化・民営化による地域経営ビジョン



出所：練馬区委託化・民営化方針（平成16年3月）より抜粋

4. 施設整備計画

(1) 土地利用計画

新総合体育館は現在敷地で建て替えを行うこととなります。敷地の条件、周辺施設や交通条件等を踏まえ、区民が利用しやすい、また求められる役割を果たすことのできるよう、適切な土地利用計画を検討することが重要になります。

1) 位置

練馬区立総合体育館の敷地は練馬区のほぼ中心に位置し、幹線道路である目白通りと笹目通りの交差する谷原交差点から東に約 200m の位置にあります。また、関越自動車道の IC である練馬 IC から東に約 1.5km、東京外環自動車道と関越自動車道の IC である大泉 IC から東に約 2.3km の位置にあります。

鉄道からの距離を見ると、西武池袋線と都営大江戸線の間地点にあり、歩行距離にすると、敷地南側の西武池袋線練馬高野台駅から約 1.2km、敷地北東側の都営大江戸線光が丘駅から約 1.7km の位置にあります。



2) 周辺状況

敷地周囲の土地利用は、西側は大半が戸建住宅で、北側は集合住宅や戸建住宅・生産緑地地区です。南東側は、目白通りとの間は戸建住宅、業務施設、駐車場で、敷地東側は自動車教習所であり、西側・北側が住宅、東側・南側が一部住宅の他は業務系の土地利用となっています。

以上のことから、周辺の居住環境に配慮した、施設整備が求められます。

敷地周辺土地利用および主動線の計画図



出所：練馬区立総合体育館改築に関する基礎調査報告書（平成 22 年度 練馬区）より作成

3) 交通状況

総合体育館は鉄道駅から距離が離れているため、乗用車を利用しての来館が多いと予想されます。敷地周辺は、一方通行もあり、来館する方向によってはアクセスがしにくいという課題もあります。

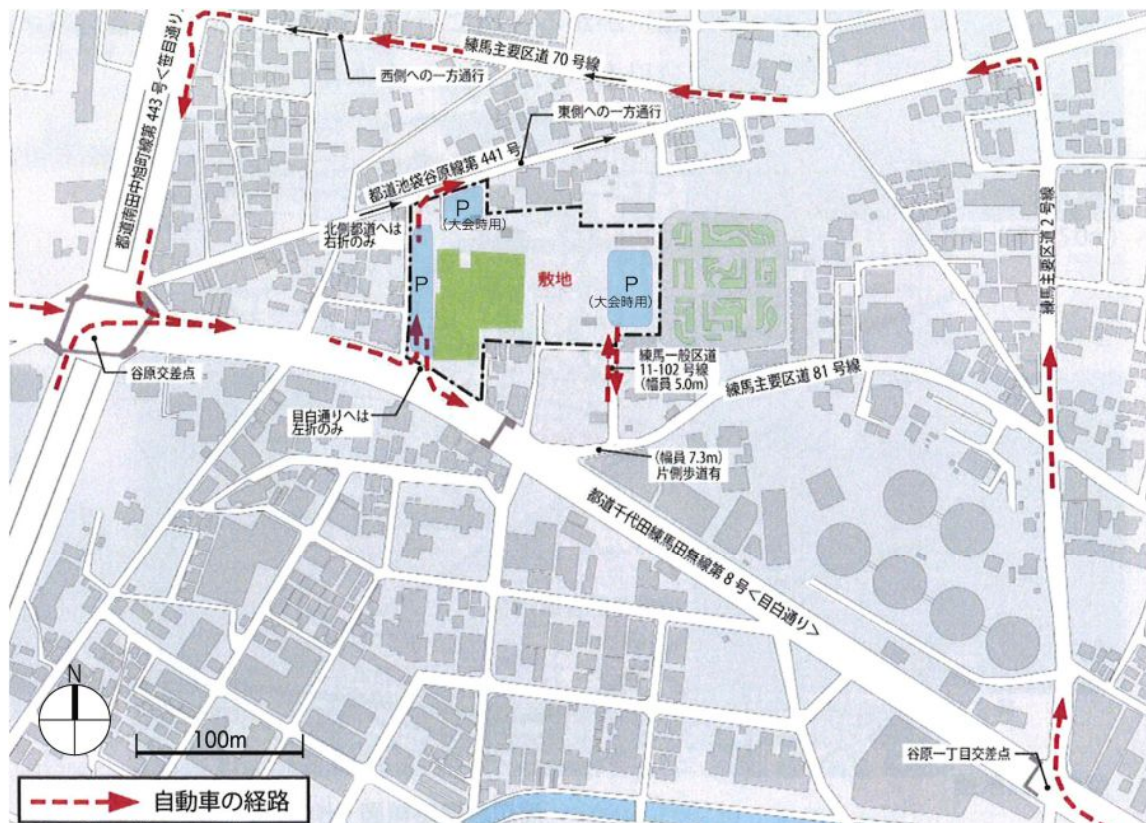
敷地へのアクセスのうち、大泉学園方向から目白通りを直進してくる経路については、敷地前で目白通りを左折することで容易に進入できます。一方、練馬区役所側から目白通りを利用して来る経路は、対向車線が交通量の多い複数車線でもあることから、交通への影響や安全の問題上、右折で敷地に侵入することは困難です。

よって、練馬区役所側からの利用については、敷地手前の谷原一丁目交差点を右折して大きく迂回してくる経路が望ましいと考えられます。しかし、一方通行の道路を通る必要が生じるなど分かりにくく、適切な案内表示の設置が求められます。

施設からの帰路については、目白通りへは左折（東方向）のみ、北側都道へも右折（東方向）のみとなり、周辺環境や安全性などへの配慮が必要となります。

なお、北側都道のアクセスについては、周辺住宅街へ配慮し、これまでと同様に退出のみの計画とすることが望ましいと考えられます。

乗用車による交通アクセス図（現状）



出所：練馬区立総合体育館改築に関する基礎調査報告書（平成 22 年度 練馬区）より作成

4) 建築可能な高さの整理

当敷地では主に用途地域（下図の①～③エリア）ごとの高さ制限および日影規制、また送電線周囲の建築制限により、建築可能な高さの制限があります。

○高さ制限

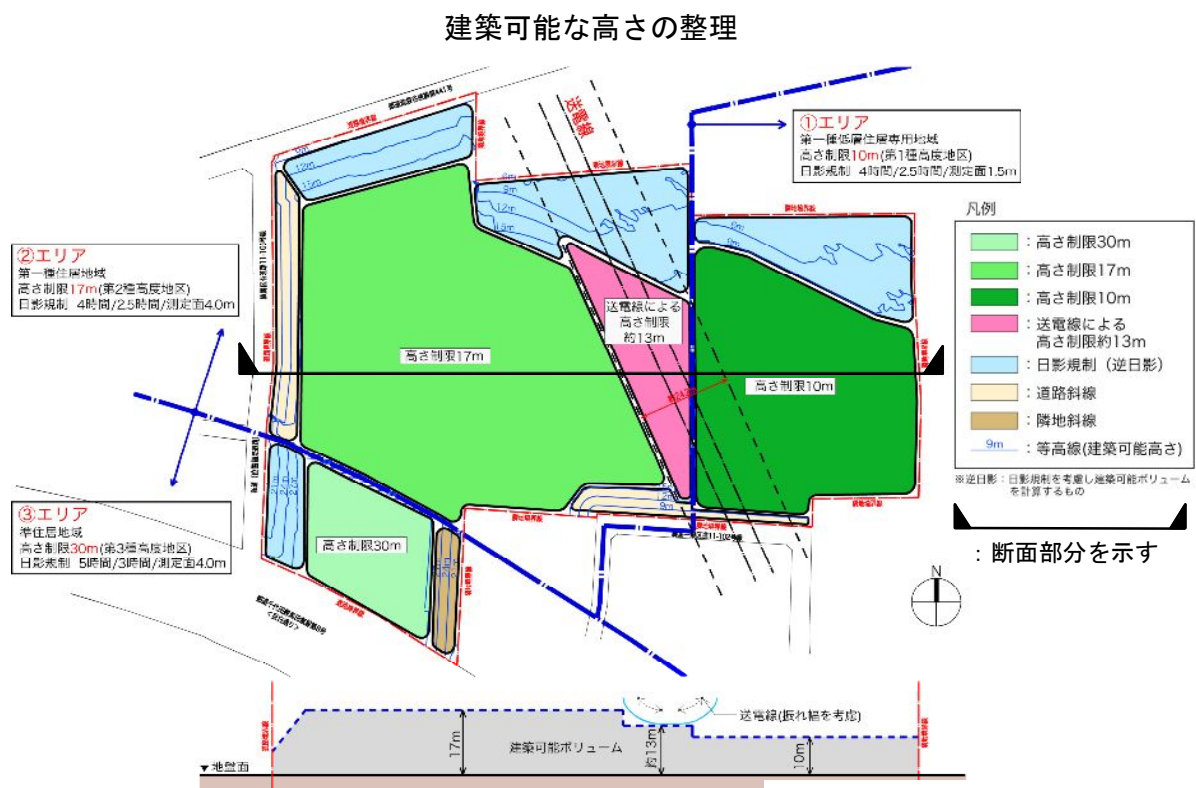
敷地内で過半を占める②エリアの第一種住居地域では高さ17mが限度となり、①エリアの第一種低層住居専用地域では高さ10m、③エリアの準住居地域においては高さ30mが限度となります。

○送電線による高さ制限

敷地中央の送電線下では、送電線周囲の建築制限により高さ約13m（屋上利用する場合は約11m）が限度となります。この建築制限は、建設工事時のクレーン等重機の安全距離確保にも適用されます。

○日影制限

日影規制は良好な住環境を守るため、建物の日影による周辺環境への影響に関する規制です。具体的には決められた高さ等（①エリアでは軒高7m又は3階以上、②③エリアでは高さ10m）を超える建物について、冬至での日影の範囲と時間の制限が用途地域ごとに定められています。



5) 景観への配慮に関する整理

公共施設の整備にあたっては、練馬区景観計画および練馬区景観条例に基づき地域の特性やまちなみに配慮した形態やデザインを目指して取り組みます。「練馬区公共施設等景観形成方針」に適合するよう配置や高さ・規模、形態・意匠などに配慮する必要があります。

(2) 求められる機能・規模

総合体育館改築の基本方針や、現在の利用状況や区民・利用者の要望、スポーツイベントの実施可能性などを踏まえ、新総合体育館の諸室、構成、規模について総合的に検討を行いました。

1) 稼働状況からみた諸室の考え方

現状の総合体育館の諸室の稼働状況と、他の区内施設の諸室の稼働状況を踏まえ、新しい総合体育館に備えるべき諸室の留意点を以下のとおり整理しました。

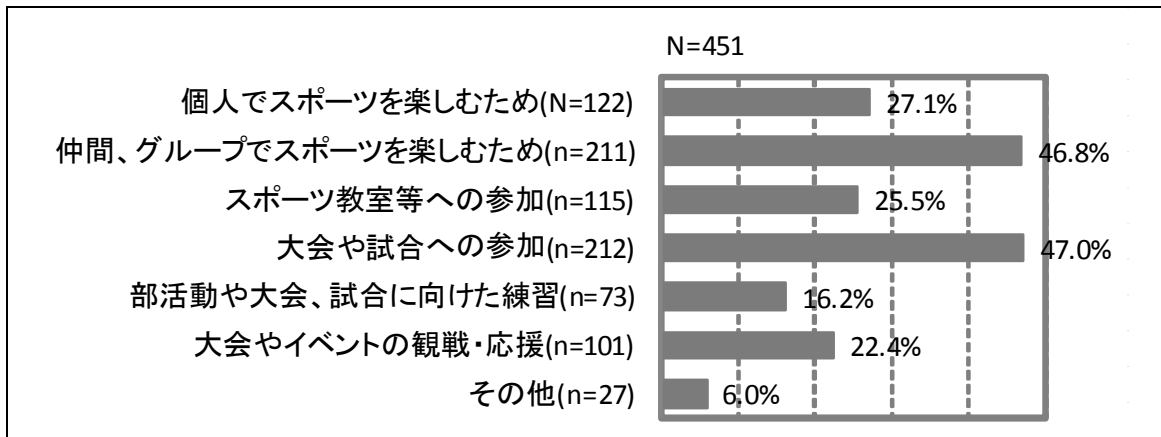
アリーナ (競技場)	団体利用の稼働率は常に高く、他の区内施設でも同様に高い稼働率を維持しているため、この高い利用ニーズを考慮し、新しい総合体育館では競技場の規模充実が求められます。
卓球場	団体利用の稼働率は常に高く、他の区立施設には無い、卓球の専用諸室として利用者に定着しています。
柔道場、剣道場、 弓道場	団体利用の稼働率が90%を超える曜日・時間帯があり、現状維持が妥当であると考えられますが、稼働率が低い曜日・時間帯もあることを踏まえ、運営面等において利用を促進する工夫（例：スポーツ教室の開催、多様な種目への対応）が必要であると考えられます。
エア・ ライフル場	土日・祝日の団体利用は約75%と高い稼働率となっています。平日の稼働率は非常に低くなっていますが、区内で唯一のエア・ライフル場であること、また、大会の開催にも利用されていることから、引き続き維持することが妥当と考えられます。
ローラー スケート場	土日・祝日の団体利用は約75%と高い稼働率となっています。平日の団体利用の稼働率は低くなっていますが、個人利用の場合には1日に平均30人程度の利用があります。また、大会の開催にも利用されていることから、引き続き維持することが妥当と考えられます。

2) 利用形態・利用ニーズからみた施設要件の考え方

①総合体育館の利用目的

平成22年度に実施した区民アンケート調査（個人向け）によれば、総合体育館の利用目的は、「仲間、グループでスポーツを楽しむため（46.8%）」、「大会や試合への参加（47.0%）」などが特に多く、「する」スポーツが盛んであり、こうした利用が引き続き行える環境を整える必要があります。

総合体育館の利用目的（複数回答）

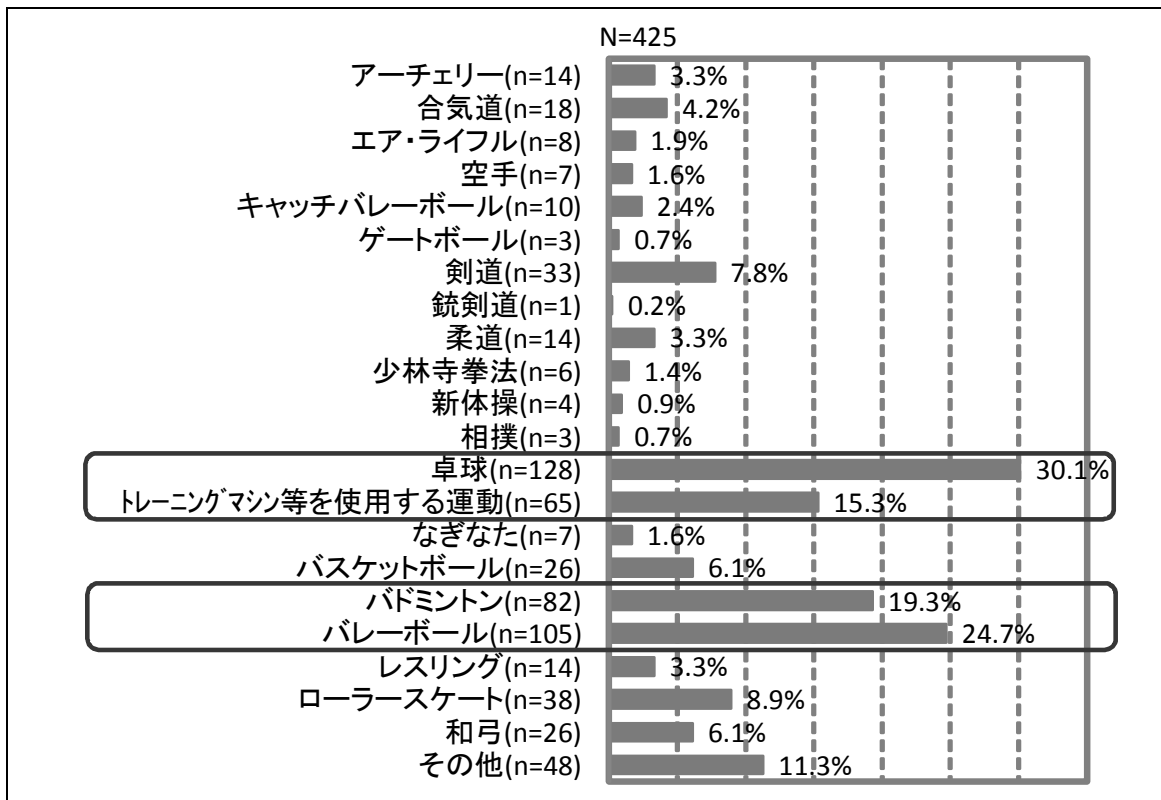


出所：練馬区立総合体育館改築に関する基礎調査報告書（平成 22 年度）より抜粋

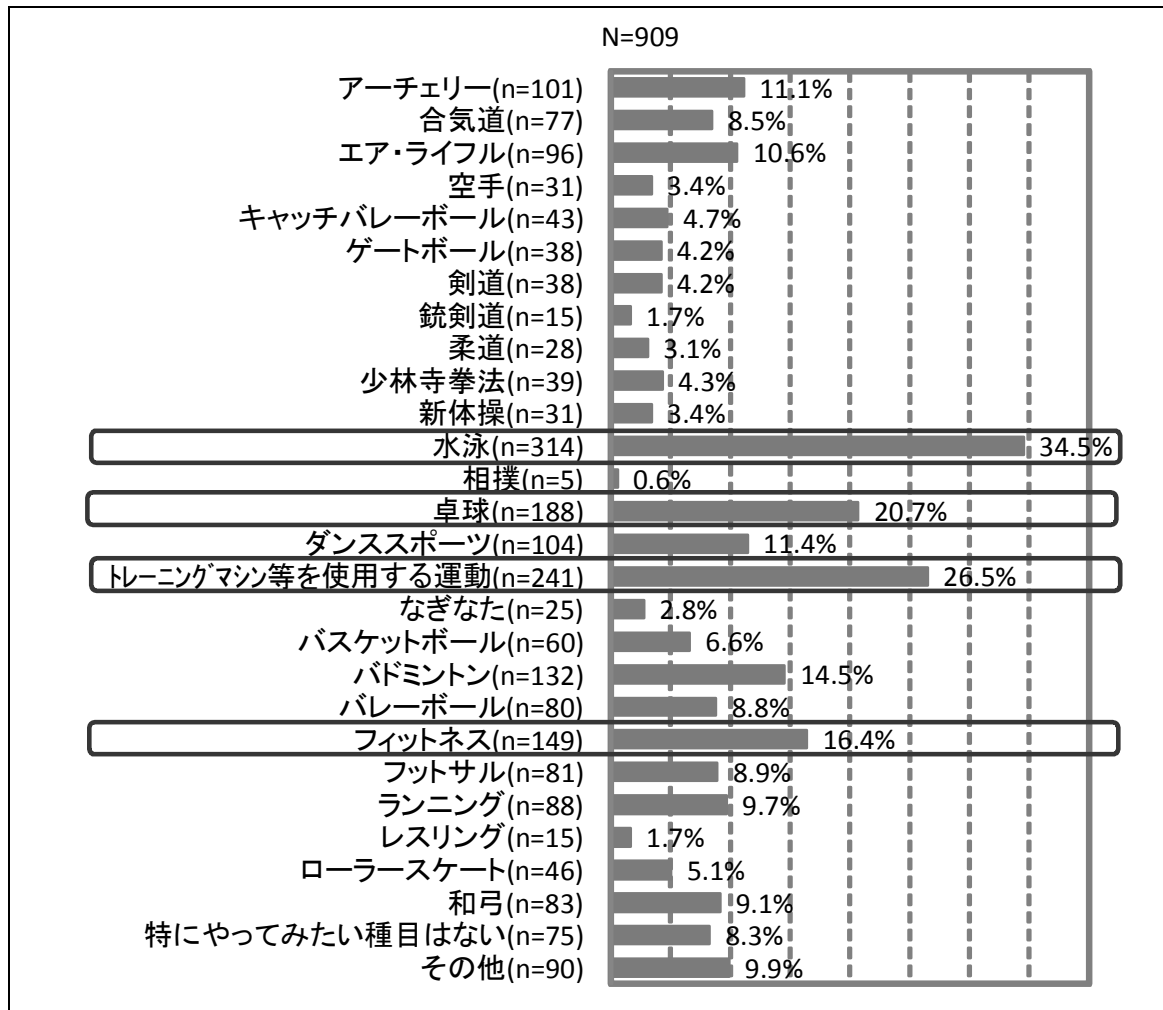
②種目への対応

「やったことのある種目」では、「卓球（30.1%）」、「バレーボール（24.7%）」などが多く挙げられています。一方、「やってみたい種目」は、「水泳（34.5%）」、「トレーニングマシン等を利用する運動（26.5%）」が多く挙げられ、これらの種目が行える環境の整備についても検討する必要があります。

やったことのある種目（複数回答）



やってみたい種目（複数回答）

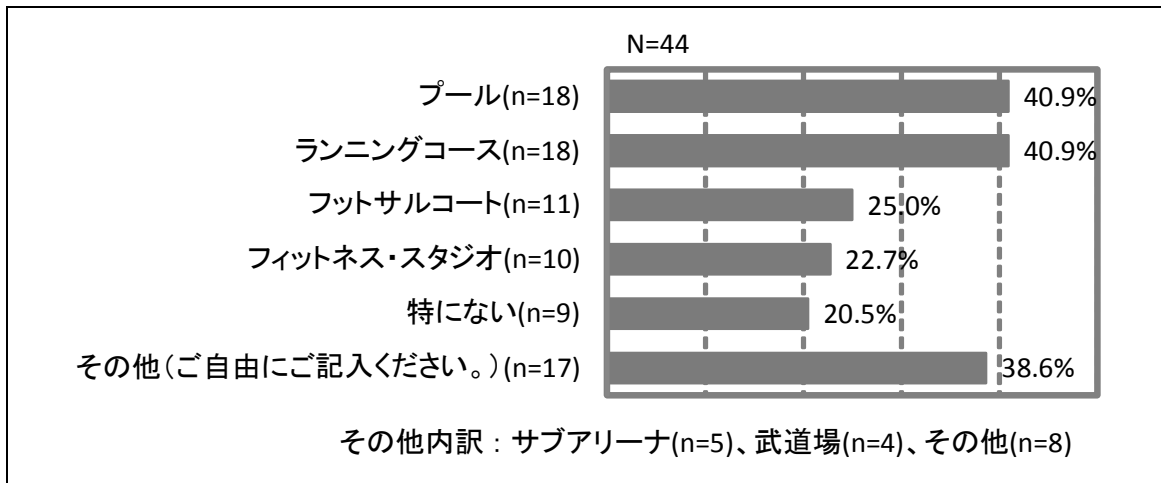


※囲みは 15%を超える種目

出所：練馬区立総合体育館改築に関する基礎調査報告書（平成 22 年度）より抜粋

また、新たに整備してほしい諸室として、「プール（約 41%）」、「ランニングコース（約 41%）」について、特に新規整備の要望が高くなっており、これらの要望についても検討していく必要があります。

新たに整備してほしい諸室（複数回答）

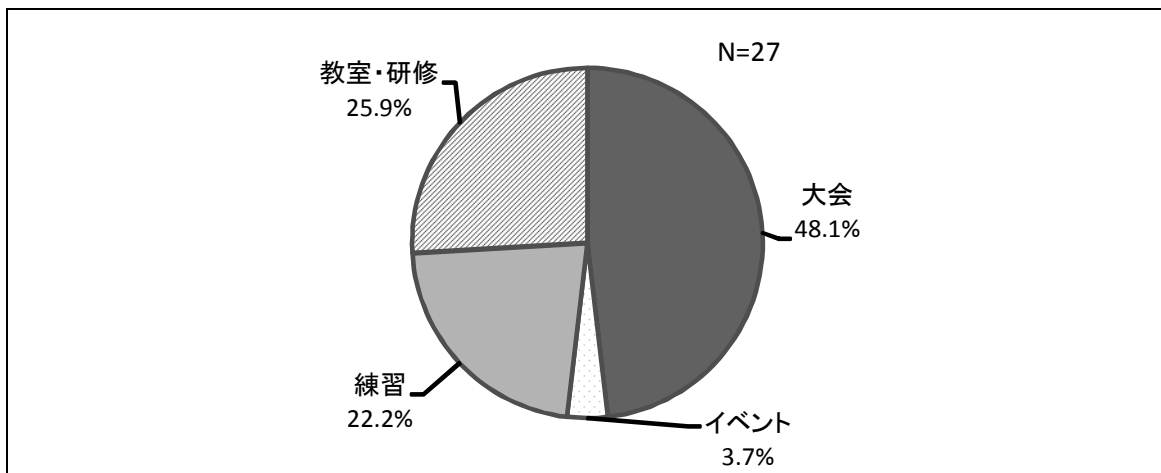


出所：練馬区立総合体育館改築に関する基礎調査報告書（平成 22 年度）より抜粋

③アリーナの利用内容

アリーナは、「大会」利用が約 50%、「教室、研修」「練習」がそれぞれ約 25%ずつとなっています。区内でも大規模な大会が開催できる施設は限られており、こうした利用ができる環境を整える必要があります。

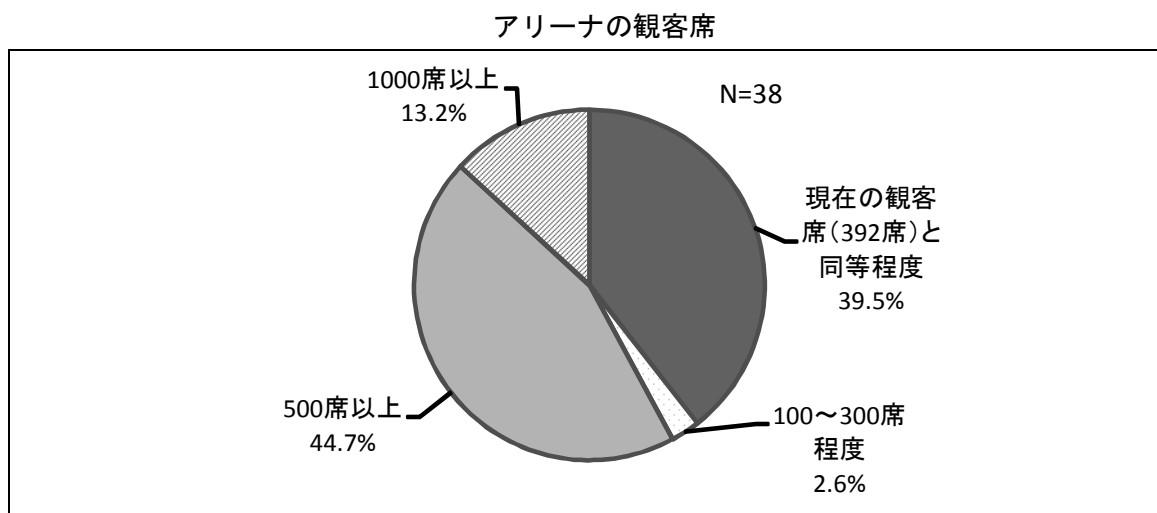
アリーナの利用内容



出所：練馬区立総合体育館改築に関する基礎調査報告書（平成 22 年度）より抜粋

④アリーナの観客席

アリーナの観客席について、スポーツ関係団体が利用する場合においては、500席以上1,000席未満を希望するとの回答が44.7%と最も多くなっています。ついで、現在の観客席と同等程度となっており、観客席については、現在以上の規模の確保を検討する必要があります。



3) 新総合体育館に求められる機能・規模の検討

①求められる機能

総合体育館改築の基本方針（施設のあり方）に示したように、新総合体育館は区民の誰もが多様なスポーツを楽しむことができ、また区民がスポーツを通じて感動を共有できるような、区民のスポーツの場であることが求められます。

各諸室の稼働率や利用形態・利用ニーズをみると、現在ある施設については、一部の施設を除き高い稼働率にあることがわかります。また、区民・利用者、スポーツ関係団体からも、これら施設に対する利用要望が高いことから、現在ある諸室は新総合体育館においても存続させることが望ましいと考えられます。

また、稼働率が低い「エア・ライフル場」、「ローラースケート場」、「相撲場」は、区内の他の体育館で代替できないこと、新総合体育館が中核的な役割を果たすことから、機能を存続させることが必要であると考えられます。

加えて、区民の新たなニーズとして現総合体育館にはない機能、あるいはより充実した機能に対する要望もうかがえます。

新たに追加する機能や充実する機能の考え方について、次頁に整理しました。

追加・充実機能の考え方（その1）

機能	追加・充実機能	必要性・考え方
「する」	屋内温水プール	<ul style="list-style-type: none"> 個人（一般利用者）アンケート調査では、やってみたい種目として「水泳（34.5%）」のニーズが最も高い。 団体（スポーツ関係団体）アンケート調査でも、新たに整備してほしい施設として、「プール（40.9%）」のニーズが最も高い。 都内23区の主要区立体育館の多くに「プール」が整備されており（一部は屋外整備）、利用者の多い施設となっている。
	トレーニング室	<ul style="list-style-type: none"> 個人アンケート調査において、「トレーニングマシン等を使用する運動」をやってみたいと回答する割合が高い（26.5%）。やったことがあるとの回答が15.3%であることを踏まえると、期待が高いことが伺える。
	スタジオ (多目的練習室)	<ul style="list-style-type: none"> 個人アンケート調査では、やってみたい種目として「フィットネス（16.4%）」と比較的高いニーズを示している。 近年整備された都内23区の主要区立体育館の多くに、スタジオ（多目的練習室）が設置されている。
	ランニング コース	<ul style="list-style-type: none"> 近年、整備された体育館では、ランニングコースを設置する施設も多い。 団体アンケート調査では、44団体のうち18団体が新たに整備してほしい施設として、ランニングコースを挙げている。
「みる」	アリーナの充実	<ul style="list-style-type: none"> アリーナの稼働率は年間通して84.1%（平成21年度）であり、平日夜間は91.8%、休日日中は96.1%と非常に高い利用水準にある。 団体アンケート調査では、競技場に対して「施設・設備が古い（85.7%）」「規模が適当でない（42.9%）」という意見がある。 大会開催には、規模の拡大が求められる。最近整備された墨田区総合体育館は、バレーボールのプロリーグ誘致による「みる」機能強化を意識して整備が行われている。
	サブアリーナ	<ul style="list-style-type: none"> 大会開催時は、サブアリーナを練習場として利用するニーズがある。 アリーナの稼働率は高く、サブアリーナ設置により利用方法を工夫できる。 近年整備された都内23区の主要区立体育館の多くに、サブアリーナが設置されている。
	観客席の充実	<ul style="list-style-type: none"> トップリーグの誘致を目指すのであれば、2,000席規模の観客席が求められる。（可動式にすること等で必ずしも固定席2,000席を要しない） 観戦するスポーツイベント（プロリーグ、国際大会等の大規模大会、区民大会等）の規模に適した観客席数とすることが必要である。
	バックスペース の充実	<ul style="list-style-type: none"> トップリーグやハイクラスなスポーツイベントの開催には、大会運営用のスペースや選手の控え室等のバックスペースが必要となる。

追加・充実機能の考え方（その2）

機能	追加・充実機能	必要性・考え方
「ささえろ」	情報発信と交流の場	<ul style="list-style-type: none"> 区のスポート振興のためにも、区民、サークル活動、スポート関係団体の交流や、情報共有を図る交流コーナー・発信コーナーの設置が求められる。
その他の機能	託児室、授乳室	<ul style="list-style-type: none"> 設置することで子供連れでもスポートを楽しむことができる。
	飲食スペース	<ul style="list-style-type: none"> 個人アンケートでは「レストラン・カフェなどの飲食提供施設」（57.9%）、「お弁当が食べられる飲食スペース」（56.1%）と利用者の飲食ニーズは高い。飲料、食品を販売する自動販売機の設置、食事をとることのできるスペースなどを確保することが求められる。
	レンタルロッカー	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の要望に応え、レンタルロッカーを設置している他自治体の例がある。
	備蓄倉庫	<ul style="list-style-type: none"> 練馬区地域防災計画により、区内に複数設置する災害発生時の避難者用物資の備蓄倉庫の一つとする。

※表中のアンケート調査は、いずれも「練馬区立総合体育館改築に関する基礎調査」（平成22年度）で実施したものである。

②主要な機能（アリーナ・プール）の構成・規模

新総合体育館において、アリーナおよびプールは利用方法により求められる構成、規模が大きく異なるため、慎重に検討する必要があります。利用の方向性としては、子供から高齢者まで幅広い区民の利用しやすさを重視した施設と、「見る」スポートをより重視した施設の大きく2つの方向性があります。どちらの利用の方向性を重視するのかわ、アリーナやプールの構成・規模は異なってきます。

アリーナおよびプールの各機能について利用の方向性を踏まえ下表のパターンから適切な構成、規模について検討しました。

アリーナ・プールの利用の方向性と検討のパターン

アリーナ		プール
観客席数（固定席）	サブアリーナの有無	
500～1,000席／ 1,500～2,000席	あり／なし	50m+25m／50m／25m

ア) アリーナの構成・規模の検討

現総合体育館のアリーナの床面積は、1,404 m² (39m×36m) で、バレーボールコートが2面、バスケットボールコートが2面、バドミントンコートが8面確保できます。また、観客席は392席となっています。

観客席の規模、サブアリーナ設置の有無について、下表のようにメリット・デメリットを比較検討しました。

観客席数（固定席）の検討（メリット・デメリット）

	メリット	デメリット
1500席 ～ 2000席	<ul style="list-style-type: none"> ・プロスポーツの興行や大規模大会等の開催の可能性がある。 ・大会等の誘致が実現すれば、「みる」スポーツの振興につながり、これが「する」スポーツを促すきっかけとして期待できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・2,000席の観客席を整備しても、東京体育館等の大規模施設と比べて大会誘致の競争力は低い。 ・駅前に立地する墨田区総合体育館と比べてアクセス面で劣るため大会誘致の競争力は決して高いとは言えない。 ・団体アンケートでは、現在の利用状況からすれば、「500～1,000席」、「現在と同程度」の要望が高く、ニーズとの不整合が懸念される。
500席 ～ 1000席	<ul style="list-style-type: none"> ・「500～1,000席」、「現在と同程度」との団体の利用ニーズにかなう。 ・仮設スタンド設置により、やや大きな大会への対応も可能である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・プロスポーツの興行、大規模大会の誘致に対する競争力は低い。

サブアリーナの有無の検討（メリット・デメリット）

	メリット	デメリット
サブアリーナ有	<ul style="list-style-type: none"> ・大会開催時は練習場として利用でき、円滑な大会運営に寄与する。 ・区民利用を想定した場合、アリーナとサブアリーナを別々に利用できることにより、利用の幅が広がる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・サブアリーナの整備により他の諸室を縮小せざるを得ない場合も生じる。
サブアリーナ無	<ul style="list-style-type: none"> ・空間配置に余裕が生まれ、アリーナあるいは他の諸室を充実させることが可能である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大会利用時には、アリーナが占有されるため、一般の区民利用は制限される。 ・仮にアリーナで試合と練習を同時に行う場合には、配慮が必要となる。

イ) プールの規模の検討

現総合体育館にはプール施設はないものの、平成 22 年度に実施した区民アンケート調査（区民利用者向け）でも、プール施設のニーズの高さがうかがえます。

プール施設は、どのような利用を想定するかで求められる規模、機能が異なります。それぞれのパターンにおいて、利用にかかるメリット・デメリットを下表に整理しました。

プール施設の検討（メリット・デメリット）

	タイプ	メリット	デメリット
50m + 25m	大会志向 (区民利用にも対応)	<ul style="list-style-type: none"> 大会開催から水泳教室、区民利用などあらゆるニーズに対応できる。 観客席を設置すれば、「みる」機能の強化につながる。 	<ul style="list-style-type: none"> 大会開催日は区民利用ができない。 整備には大きな面積を必要とするため、他の諸室への影響は避けられない。 整備費および特に維持管理費は大きな負担となる。
50m	競技重視	<ul style="list-style-type: none"> 競技志向の区民も増える中、こうした利用ニーズに対応できる。 	<ul style="list-style-type: none"> サブプールがないとウォーミングアップができないなど本格的な大会開催には使いにくい。 一般的に水深が深く、区民利用を考慮すると可動床の設置など特別な措置が求められる。 可動床を設置しない場合は、教室の開催などが容易ではない。 可動床を設置する場合は、整備費および特に維持管理費が大きな負担となる。
25m	区民利用重視	<ul style="list-style-type: none"> 個人利用や水泳教室、また子供から高齢者まで幅広い区民ニーズに対応できる。ウォーキングコース等も設置しやすい。 50m プールの整備に比べ、整備費、維持管理費共に抑制できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 50m の競技ができず、大規模な大会開催には向かない。
プール 無	—	<ul style="list-style-type: none"> 整備コストの負担がない。 面積の大きいプールを整備しないことにより、他機能の設計の自由度が増す。 	<ul style="list-style-type: none"> プールの設置に対する区民のニーズは高い。 23 区内の各区の主要体育館にはプールが設置されている（屋外のものもある）。

※大会開催を想定する 50m プールには観客席の設置、区民利用重視の 25m プールには観覧コーナー（観客席より小規模なもの）の設置を想定。

これらの検討を踏まえ、目指す方向性、施設の機能によって、下表に示す4つのパターンについて検討しました。なお、一般の区民利用が多いと想定されること、費用負担が多大となることから、50m+25mのプールを含むパターンは検討の対象外としました。

4つの整備パターン

整備パターン	利用の方向性	アリーナ機能		プール機能	課題
		観客席数	サブアリーナ		
パターンA	<ul style="list-style-type: none"> プロリーグ誘致や大規模大会に対応 競技にも対応するプール 「みる」スポーツの充実 	1500～2000席程度	あり	50m	<ul style="list-style-type: none"> 多大な費用負担（特にプール。区民利用に配慮すれば可動床設置等の工夫がいる） 観客席の利用率
パターンB	<ul style="list-style-type: none"> プロリーグ誘致や大規模大会に対応 「みる」スポーツの充実 	1500～2000席程度	あり	25m	<ul style="list-style-type: none"> 観客席の利用率
パターンC	<ul style="list-style-type: none"> 子供から高齢者まで区民の誰もが利用しやすい施設 	500～1000席程度	あり	25m	<ul style="list-style-type: none"> 「みる」スポーツの充実
パターンD	<ul style="list-style-type: none"> 子供から高齢者まで区民の誰もが利用しやすい施設 	500～1000席程度	なし	25m	<ul style="list-style-type: none"> サブアリーナ利用ニーズへの対応 「みる」スポーツの充実

以上のように、総合体育館改築の基本方針（施設のあり方）や、練馬区民の活発な「する」スポーツの促進に寄与し、誰もが利用しやすい総合体育館を目指すという観点から、より区民の利用を重視した「整備パターンC」を中心とする機能整備が望ましいと考えられます。

すなわち、アリーナ機能として、区民大会などや規模の大きい大会にも利用でき、家族や友人が観戦できるような観客席や大会開催時に利用の幅が広がるようなサブアリーナを備え、また、子供から高齢者まで誰もが安心して利用できるプール施設が設置される総合体育館の整備が必要と考えられます。

(3) 施設計画

求められる役割や機能を実現し、区民が利用しやすい新総合体育館となるよう、諸室の規模、配置などの施設計画を策定しました。

1) 諸室の規模とその考え方

区民の活発で多様なスポーツ活動に応えることができるよう、適切な諸室の規模を設定することが求められます。下表に、現総合体育館と新総合体育館の諸室の規模（面積）を整理しました。

区分	室名（施設名）	現状面積	計画面積（概略）
アリーナスペース	アリーナ（観客席等を含む）	1,744 m ²	4,140 m ²
	サブアリーナ	—	
プールスペース	プール25m （更衣室、管理室を含む）	—	2,200 m ²
スポーツ活動諸室 スペース	卓球場	1,510 m ²	1,760 m ²
	柔道場		
	剣道場		
	弓道場		
	エア・ライフル場		
トレーニング室・ スタジオスペース	トレーニング室 スタジオ（多目的練習室）	241 m ²	450 m ²
研修会議スペース	会議室	68 m ²	200 m ²
附属諸室等	事務・管理室	1,505 m ²	3,010 m ²
	スポーツ関係団体スペース		
	スポーツ相談室		
	清掃員控室		
	医務室		
	更衣・シャワー室		
	トイレ		
	機械・器具庫・放送・控え室、 荷捌きスペース		
	スポーツ情報コーナー		
	託児室		
	授乳室		
	飲食スペース		
レンタルロッカーコーナー			
その他共用部	ロビー・廊下等	935 m ²	3,340 m ²
駐車場	駐車場	屋外 (139台)	5,800 m ² (200台)
備蓄倉庫	備蓄倉庫	—	200 m ²
屋内施設の延床面積（m ² ）		6,003 m ²	21,100 m ²
ローラースケート場	ローラースケート場	1,350 m ²	1,350 m ²
相撲場	相撲場	—	—

※計画施設は、敷地の用途地域上の条件（容積率等）からも建築可能な規模（面積）です。

諸室の規模は、下表に整理する考え方にに基づき設定しました。

諸室の規模の考え方（その1）

区分	室名(施設名)	考え方
アリーナ スペース	アリーナ (観客席等を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、アリーナの稼働率は高く、規模を拡大することにより、利用促進が期待されます。バレーボールコート3面の大きさとする事で、バスケットボールコート2面を確保でき、また、仮設席の設置や多目的な利用が期待できることから、48m×38mとします。 ・ 観客席は、固定1,000席として、アリーナに500席程度の仮設席もしくは可動席を設置できるようにします。 ・ 区民アンケートでも要望の高い、「ランニングコース」を観客席外側に設置します。 ・ 控室、器具庫を計画します。
	サブアリーナ	<ul style="list-style-type: none"> ・ サブアリーナは、ニーズの高い「フットサルコート（縦：38～42m、横：18～22m）」としても利用できる規模とします（ハンドボールコート1面を確保できる規模となる）。 ・ 器具庫を計画します。
プール スペース	プール25m (更衣室、管理室を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 25mプール（8コース）のほか、幼児用プールを計画します。 ・ 観覧コーナー、ジャグジー、更衣室等を計画します。
スポーツ 活動諸室 スペース	卓球場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 卓球場はサブアリーナでの利用も想定されるため、現在稼働率は高いものの独立した卓球場としては現状と同様の規模とします。
	柔道場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現状と同様に柔道場1面を確保できる面積とします。
	剣道場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現状と同様に剣道場2面を確保できる面積とします。
	弓道場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現状と同規模（洋弓5的、和弓5的）の面積とします。
	エア・ライフル場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現状と同規模以上の面積とします。
トレーニング 室・スタジオ スペース	トレーニング 室、スタジオ (多目的練習室)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現状のトレーニング室に加え、ニーズの高い、スタジオ（多目的練習室）を新設（計2室）して計画します。

諸室の規模の考え方（その2）

区分	室名(施設名)	考え方
研修会議 スペース	会議室	<ul style="list-style-type: none"> 70㎡（2室）、30㎡（2室）を想定します。70㎡（2室）は、大会時に本部や関係者控室としての利用を想定します。30㎡（2室）は選手控室として利用します。
附属諸室等	事務・管理室	<ul style="list-style-type: none"> 現状よりやや大きいスペースを確保し、利用者の増大に対応できるような施設として計画します。 受付や更衣室も含みます。
	スポーツ関係団体 スペース	<ul style="list-style-type: none"> スポーツ関係団体の事務スペースとしての利用を想定します。
	スポーツ相談室	<ul style="list-style-type: none"> 数名での利用を想定して計画します。
	清掃員控室	<ul style="list-style-type: none"> 清掃用用具庫を合わせて設置します。
	医務室	<ul style="list-style-type: none"> 機能を拡充する観点から、現状よりやや大きいスペースを確保します。
	更衣・シャワー室	<ul style="list-style-type: none"> 男女各 240 名程度の利用を想定したスペースを計画します。 プール更衣室はこれとは別に設置し、プール共用部に、男女各 100 名程度のスペースを確保します。
	スポーツ情報 コーナー	<ul style="list-style-type: none"> エントランスロビー等に情報提供コーナーを設置します。
	託児室	<ul style="list-style-type: none"> キッズルーム、ボランティアルームを新設します。
	授乳室	<ul style="list-style-type: none"> 授乳スペースを新設します。
	飲食スペース	<ul style="list-style-type: none"> 60 席程度のスペースのほか、自動販売機を設置します。
レンタルロッカー コーナー	<ul style="list-style-type: none"> 廊下等共用部にレンタルロッカーコーナーを新規に設置します。 	
駐車場	駐車場	<ul style="list-style-type: none"> 最も利用者の多い剣道区民大会では、1日の駐車場総利用台数は約 360 台です。このような区民大会の開催を目指すことから、少なくとも現状の 139 台以上は必要となります。 加えてプール機能等の追加により個人利用の増加が見込まれます。 諸機能を上記のように設定した場合、地下に駐車場を設置することが求められますが、200 台程度が設置可能台数の目安となります。
備蓄倉庫	備蓄倉庫	<ul style="list-style-type: none"> 区立施設内に設置する備蓄倉庫として、4,000 人分程度の物資が備蓄できる規模とします。
ローラー スケート場	ローラー スケート場	<ul style="list-style-type: none"> 現状と同様に、リンク規模が 50m×27m で 1 周 100m を確保でき、ローラーフィギュア・ローラーホッケー等に利用できる規模とします。
相撲場	相撲場	<ul style="list-style-type: none"> 現状と同規模の相撲場を屋外に計画します。

※トイレ、機械・器具庫・放送・控え室、荷捌きスペース、ロビー・廊下等については、諸室の配置などを踏まえ、必要な規模を確保します。

2) 配置計画

考えられる諸室の規模を踏まえ、現在の敷地で建築が可能である施設の配置計画のイメージの一例を次頁以降に示します。

なお、諸室の配置については、以下の事項に配慮し計画されることが重要となります。

○近隣住宅への影響

敷地周辺の住宅街への日影、騒音などの影響を考え、オープンスペースの確保やその位置、建物高さなどに配慮した配置計画とすることが求められます。また、周辺環境との調和を図るよう、形態や意匠にも配慮します。

○個人利用時の人の動線

プールを新設することにより、個人利用者が増大することが予想されます。一般的に、プールとスタジオの両方を利用する利用者が多いと想定されるため、この両者は近接して配置することが求められます。

○アリーナの大会時の動線

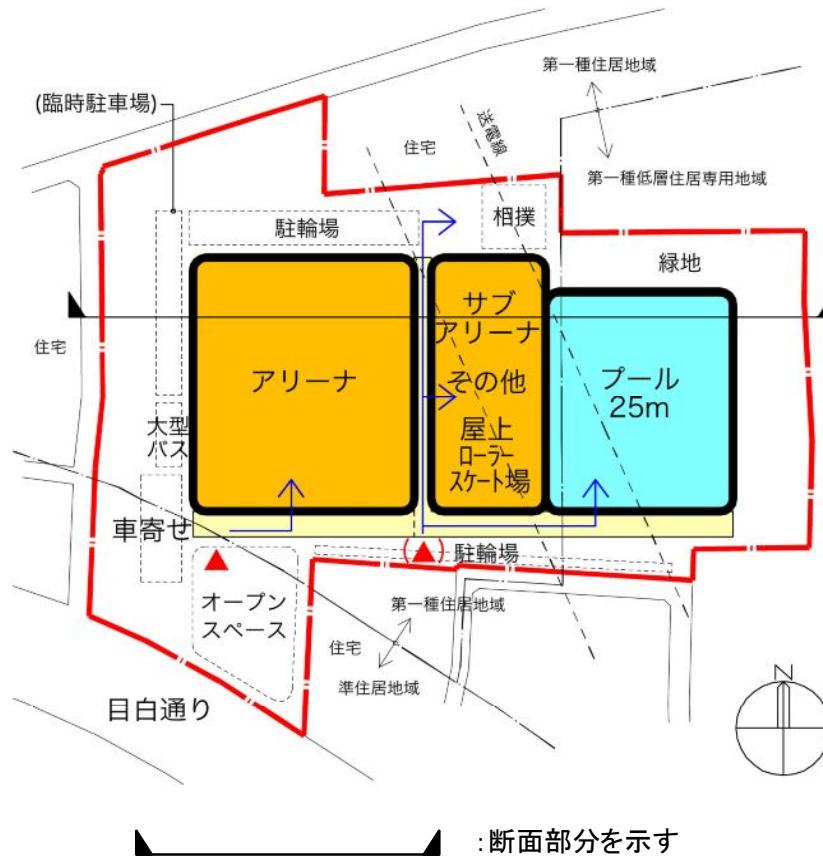
区民大会が催され区民が積極的にスポーツを楽しむ新総合体育館であることが求められますが、そのような大会時でも、その他施設は個人利用が可能となるよう工夫することが求められます。

○アリーナへのサービス車両搬入経路

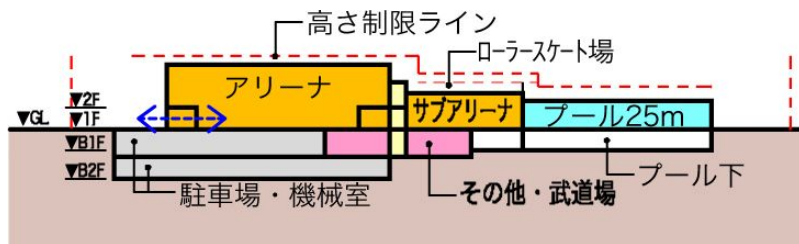
大会利用時など、車両による機器、設備の搬入が必要となります。荷捌きスペースの確保、搬入作業が容易となるような配置計画が求められます。

配置計画のイメージ

1階配置図

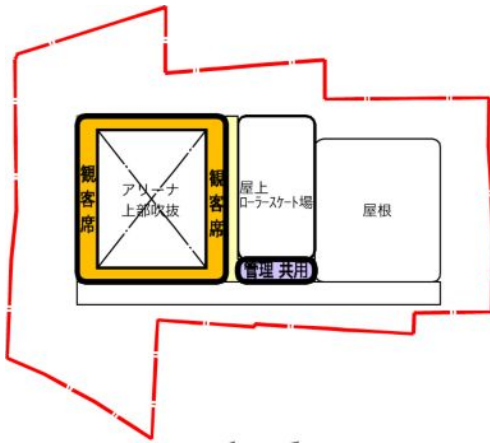


断面構成図

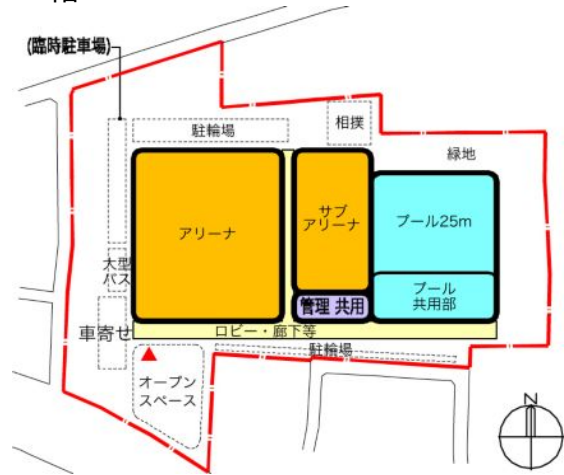


各階の配置イメージ

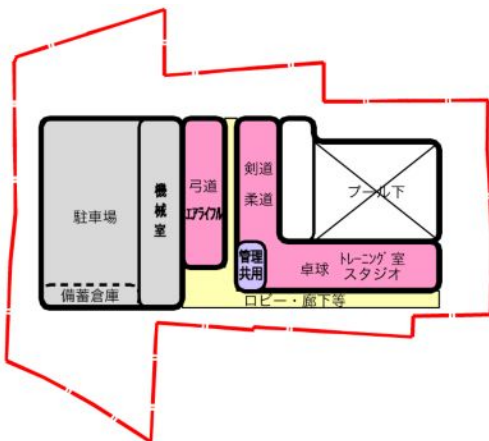
2階



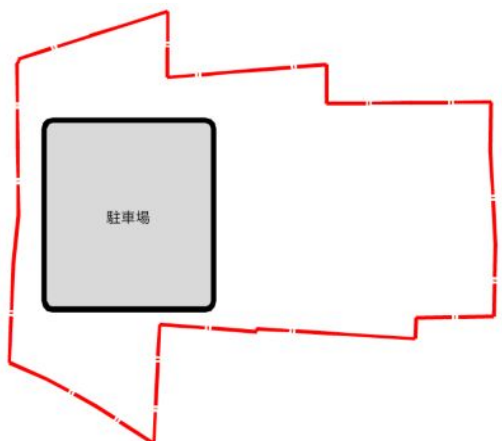
1階



地下1階



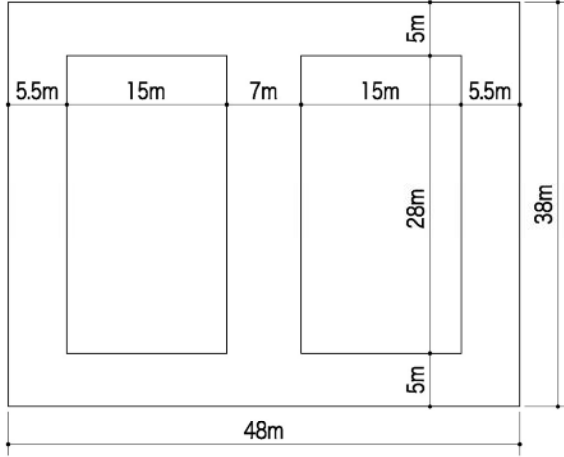
地下2階



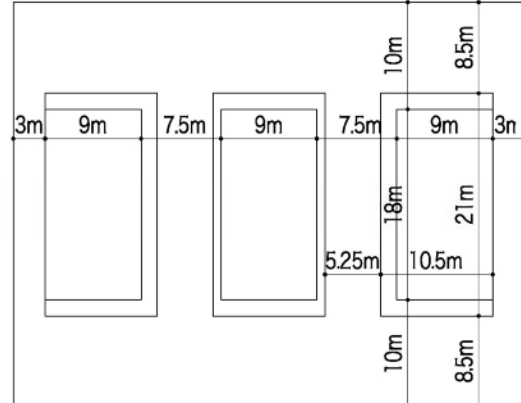
(参考) アリーナの競技種目別コート利用例

※平面サイズ 48m×38m、天井高さ 12.5mにて設定

バスケットボール 2面 (公式規格を満たす)

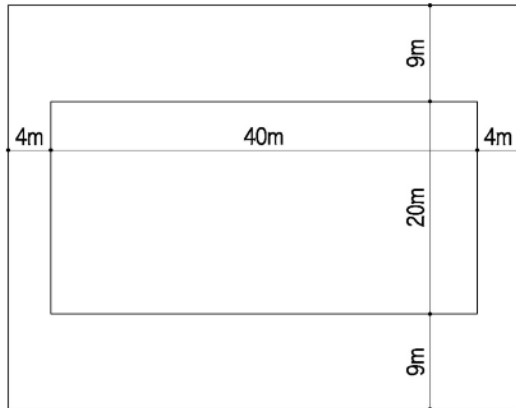


バレーボール (6人制/9人制) 3面 (一般規格となる)

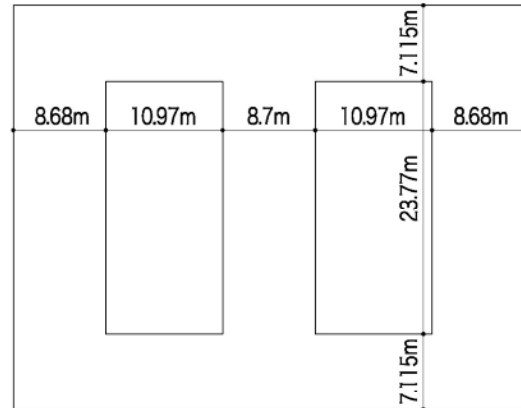


※日本バレーボール協会主催の競技会では、フリーゾーンがサイドラインから5m、エンドラインから8m以上必要。

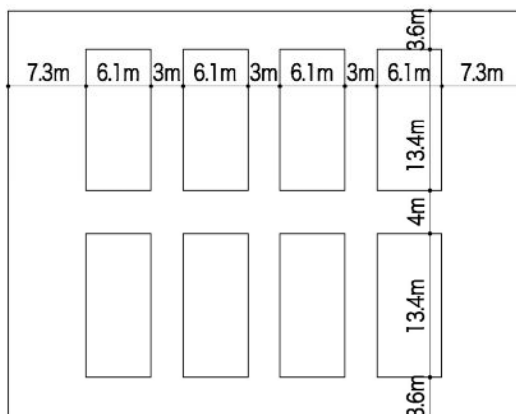
ハンドボール・フットサル 1面 (公式規格を満たす)



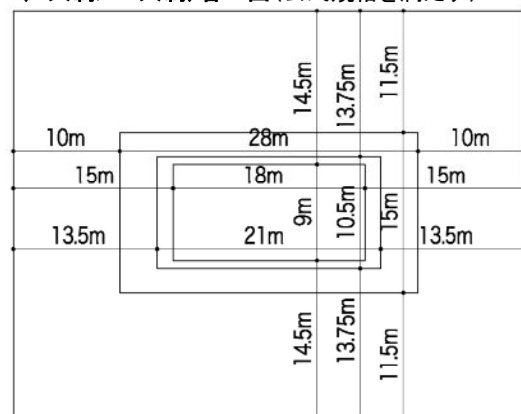
テニス (硬式) 2面 (公式規格を満たす)



バドミントン 8面 (公式規格を満たす)



大会時バスケットボール・バレーボール (6人制/9人制) 各1面 (公式規格を満たす)



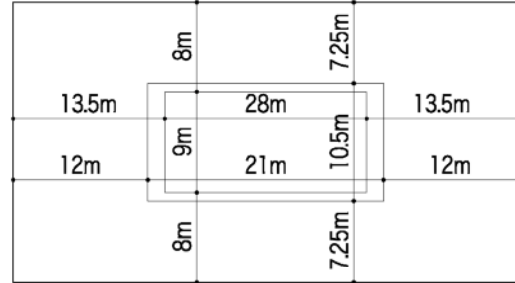
(参考) サブアリーナの競技種目別コート利用例

※平面サイズ 45m × 25m、天井高さ 7m にて設定

バスケットボール 1 面 (公式規格を満たす)

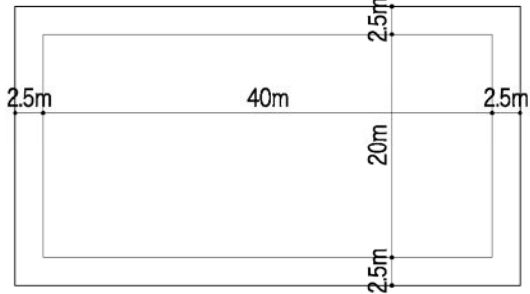


バレーボール (6 人制 / 9 人制) 1 面 (一般規格となる)

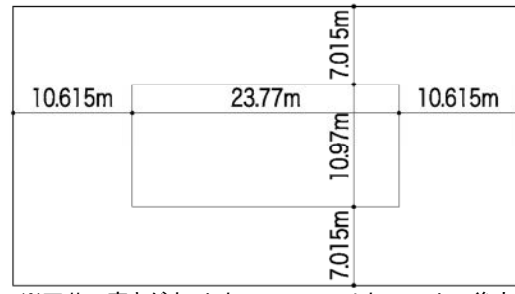


※日本バレーボール協会主催の競技会では、天井の高さが 12.5m 以上必要。

ハンドボール・フットサル 1 面 (公式規格を満たす)

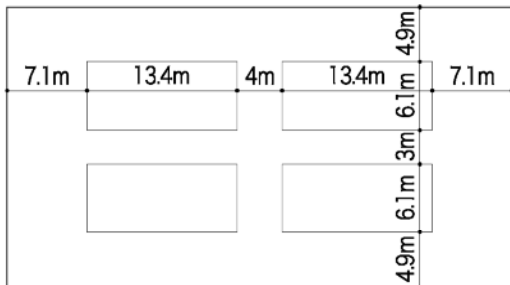


テニス (硬式) 1 面



※天井の高さがネット上で 12.19m 以上、コートの後方壁部で 4.87m 以上必要。

バドミントン 4 面



※天井の高さが 12m 以上必要。

3) ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた施設整備

誰もが生涯にわたってスポーツに親しめるよう、バリアフリーに配慮した施設とすることはもちろん、利用しやすさ、安全性などに配慮した、誰にとっても利用しやすい、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた施設整備を行います。この考え方にに基づき、利用者の動線や事故の防止にも十分に配慮した施設とする必要があります。

(4) 環境共生への配慮

自然環境への負荷を低減するとともにライフサイクルコスト（建設から維持管理・運営全てにかかる費用）の少ない総合体育館の整備を目指し、以下のような取組みを推進していくことを検討します。

1) 省エネルギー・省資源の推進

練馬区では、「練馬区環境基本計画」を策定し、環境都市練馬区にふさわしいまちづくりを推進しています。地球温暖化対策の一環として、公共施設の管理運営においても、環境負荷の軽減が求められているところです。

そこで、施設整備にあたっては、環境負荷の低い設計や省エネルギーに資する設備の導入に十分に配慮します。雨水利用を進め水道利用量の削減など、省資源に取り組んでいくことを検討します。また、太陽光パネルの設置等をはじめとして、新エネルギーの積極的な活用についても検討します。

2) 敷地内の緑化の推進

敷地内緑化、屋上緑化、壁面緑化などを取り入れることにより、できるだけ自然環境を確保し、環境に対する区民の意識を高めるとともに、建物への熱負荷を低減してヒートアイランド現象の発生を抑制します。

なお、練馬区まちづくり条例や東京における自然の保護と回復に関する条例等、練馬区および東京都の関連する条例等においても、大規模な開発事業に対しては一定規模の緑化等の整備を求めており、これらに沿って積極的に緑化を推進します。

3) 治水対策の実施

練馬区では、都市型水害の軽減のため、治水対策の一環として練馬区まちづくり条例の対象となる開発や建築に対して、雨水流出抑制施設の設置を進めています。住宅地内に改築される総合体育館においても、雨水を地下に浸透させる施設（雨水浸透ます、浸透トレンチ等）や雨水貯留施設などの設置により、治水対策を十分に実施していく必要があります。

5. 管理運営計画

(1) 管理運営の方針

総合体育館改築の基本方針から、管理運営の方針を以下のようにまとめました。

管理運営の方針

総合体育館改築の基本方針		管理運営の方針	総合体育館独自	地域体育館共通
役割	基本方針 1 練馬区のスポーツ振興の中核となる施設	【方針1】スポーツ振興の中核的機能の充実 中核施設として、スポーツに関する豊富な情報提供、スポーツ関係団体等の支援のほか、充実した施設を十分に活用した幅広いスポーツ振興に資する事業展開を検討します。	○	
機能	基本方針 2 「する」・「みる」・「ささえる」の多様なスポーツへの参加の機会を提供する施設	【方針2】多様なスポーツ参加機会の提供 「する」・「みる」・「ささえる」のそれぞれの形態から、区民が様々なスポーツとのかかわりの機会を増やす工夫をします。	○	
	基本方針 3 スポーツ観戦を通じて、区民が感動を共有できる施設	【方針3】円滑な大会運営に配慮したサービスの提供 総合体育館で開催される大規模な大会を円滑に運営することで、来館者が楽しく観戦できるようにします。	○	
	基本方針 4 誰もが安心してスポーツを楽しむことができる施設	【方針4】誰もがスポーツを楽しむことができる環境の提供 子供連れ利用者や高齢者、障害者など、誰もがスポーツを楽しめる環境を提供します。		○
	基本方針 5 災害発生時には区の災害対応拠点として区民の安心を支える施設	【方針5】災害発生時には地域内輸送拠点等として貢献 災害時には地域内の輸送拠点として、東京都等からの物資を受け入れ、供給する役割を果たす等、地域の災害対応拠点として機能します。	○	
整備の前提条件	基本方針 6 建設・維持管理の効率化と収入の拡大	【方針6】コスト削減と収入増の双方を目指した運営 区民ニーズに対応した高いサービスの水準を目指しながらも、施設の利用促進とコスト削減を目指した運営を行います。		○

(2) 管理運営の具体的方策

6つの管理運営方針に基づき、以下のような取組みを行います。

方針1 スポーツ振興の中核的機能の充実

1) スポーツに関する情報提供・相談による支援

幼児から高齢者に至る幅広い年齢層、幅広い競技レベルの区民が、生涯にわたってスポーツに触れ、楽しむことができるよう、スポーツや健康に関する豊富な情報提供(例:施設の空き状況、運動プログラム情報、医療・健康・食事に関する情報等)、健康やスポーツ相談窓口の設置などを通して、区民のスポーツ活動を支援することを検討します。

2) スポーツ関係団体等の活動支援

練馬区のスポーツ振興の中核施設にとって重要な体育協会や総合型地域スポーツクラブ等の活動の支援を行うことで、区民のスポーツ活動を支えます。事務室等の団体スペースの拡充、スポーツ指導者養成の支援、スポーツ活動の開発と普及、スポーツ大会の企画や関係団体との調整、コーチ・トレーナーなど指導員の派遣などの実施について検討します。

3) スポーツ振興に資する幅広い事業展開

充実した施設・設備を十分に活用して、地域体育館では提供できなかった運動プログラムの提供や、トップクラスのアスリートとの交流イベントなど、中核施設ならではの幅広い事業展開を検討します。

方針2 多様なスポーツ参加機会の提供

1) 多様な運動プログラムの提供

区民が多様なスポーツや健康づくりを行うきっかけを提供するため、幼児、学生、社会人、主婦(夫)、高齢者など様々な対象者に対して、それぞれのニーズを踏まえた多種目の運動プログラムの提供を検討します。

2) 区民がスポーツに興味を持てるような仕組みづくり

日常的にスポーツと親しみがない区民に対しても、総合体育館が地域の身近な施設として認識されることで、総合体育館を通じてスポーツや健康づくりに興味を持つきっかけとなることが期待されます。そのため、オープンスペースなどを活用し、区民が施設やスポーツに親しみを持てるようなイベントの開催や仕組みづくりを検討し、スポーツを通じた地域の活性化に貢献します。

3) ボランティアとしての区民参加の支援

大会、イベントなどへのボランティアとしての区民参加を支援するため、スポーツボ

ランティアの講座の開催や、ボランティア体験の機会を設けることなどを検討します。

方針3 円滑な大会運営に配慮したサービスの提供

1) 大会開催時の来館者と一般利用者への配慮

大規模な大会の開催時には、大会参加者の家族・友人等をはじめとする多くの来館者があるため、通常の一般利用者の動線と錯綜する可能性があります。そのため、大会開催ゾーンと通常の利用ゾーンを区分するなど、来館者が楽しく観戦し、一般利用者も快適にスポーツができるよう、大会開催時の体育館運営にも十分に配慮します。

方針4 誰もがスポーツを楽しむことができる環境の提供

1) 幅広い区民の利用支援

乳幼児をもつ親への支援（託児スペース、親子が一緒に参加できるプログラム等）や高齢者の健康維持・増進の支援（高齢者向け運動プログラム、運動指導等）、障害者のスポーツ活動の支援（スポーツを通じた障害者と健常者の交流等）などの実施を検討します。

2) 貸し出しロッカー・スペースの提供

総合体育館を拠点に活動している団体・個人においては、競技用の用具等を都度持ち込むことは非常に手間がかかります。そこで、利用者の利便性向上のため、倉庫内に貸し出し用のスペースや個人用のロッカーを設け、年単位等で貸し出すことを検討します。

3) 飲食・休憩スペースの提供

利用者に対して、飲食や休憩ができるスペースの設置を検討します。

方針5 災害発生時には地域内輸送拠点等として貢献

1) 災害時に地域内輸送拠点の役割を優先

災害時には、東京都等より物資を受け入れ、それを区内の各地域に輸送していく地域内輸送拠点として機能を果たす必要があります。そのため、アリーナやサブアリーナ、オープンスペース、駐車場等を優先的に活用できるようにします。

2) 日常的に地域の防災性を高める取組み

災害時に、食料や生活必需品等を避難者等に対して迅速に提供できるよう、一定程度の物資を備蓄することも検討します。

また、地域住民の防災訓練にも活用できるようにする等の地域への貢献も期待されます。

方針6 コスト削減と収入増の双方を目指した運営

1) 諸室の多目的な利用促進

現在の総合体育館の諸室の中には、稼働率が低い諸室もあり、効率的な運営のためには、すべての諸室を有効活用し、利用料収入を向上させていく必要があります。そのため、各諸室について、主目的の種目以外の利用も認め多目的利用を促進させます。

2) 新規の利用者増、利用頻度の向上を図る仕組みづくり

収入増を目指していくためには、新規の利用者を増やすことと利用者の利用頻度を向上させる仕組みの両方が必要です。そこで、新規の利用者を増やすためには、スポーツに触れる機会の少ない区民でも参加しやすい運動プログラムやイベントを開催するほか、現在の総合体育館の利用者以外の区民に対して有効な周知方法を検討します。また、利用者の利用頻度の向上を目指すために、継続的な利用を促すような料金体系（例：回数券、月額利用券）の導入などを検討します。

6. 事業方式

(1) 新総合体育館の施設整備・運営の事業方式

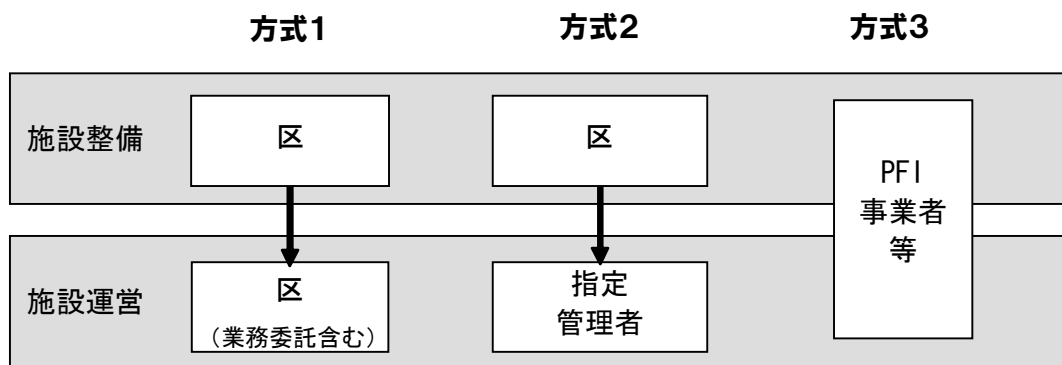
新総合体育館の施設整備・運営の事業方式としては、以下の3つの方式に整理されます。それぞれの特徴は、以下のとおりです。

想定される事業方式

事業方式		特徴
方式1 (従来型整備+運営)	整備は一般の工事請負、運営は区が実施(一部、業務委託)	<ul style="list-style-type: none"> 従来型の事業方式であり、公共が主体で整備、維持管理・運営等を行う。 区が主導であるため、区の政策に適合させやすい。
方式2 (従来型整備+指定管理者制度)	整備は一般の工事請負、運営は指定管理者制度※1	<ul style="list-style-type: none"> 区の政策を反映した施設整備、維持管理・運営が行いやすい。 特に、運営面において民間事業者のノウハウを活用することで、サービスの質の向上やコスト削減が見込まれる。
方式3 (PFI※2等)	整備から運営まで一括してPFI等事業で実施	<ul style="list-style-type: none"> 設計・建設から維持管理・運営までを一括して民間事業者が行うため、事業全体のコスト削減やサービスの向上が見込まれる。 公共からの支払いは、事業期間を通じて固定化・平準化される。

※1：指定管理者制度：原則、公募により運営を行う民間事業者等を選定し、そのグループに管理を代行させます。

※2：PFI (Private Finance Initiative)：公募により設計、建設、運営を行う民間事業者 (PFI では、公募提案する共同企業体が当該事業のために特別目的会社を設立することが多い) を選定し、一括で委託します。具体的には、その特別目的会社が資金調達を行って施設を建設し、民間が運営を行います。なお、公共は契約期間中、特別目的会社に毎年サービス購入費 (委託費) を支払います。



(2) 施設整備・運営の事業方式の評価

施設整備・運営の事業方式の選択にあたっては、施設の規模や機能等を踏まえながら、利用者に良質なサービスが提供できる環境の確保と区の財政負担の軽減を実現できる効果的な方式を検討する必要があります。

練馬区で近年整備された中村南スポーツ交流センターでは「方式2（従来型整備＋指定管理者制度）」が導入されており、他の既存の地域体育館でも平成24年度より指定管理者制度を導入します。また、近隣の自治体の類似事例を見ると「方式3（PFI等）」が導入されている事例も見られます。こうした傾向を踏まえ練馬区新総合体育館への適応性を検討した場合、従来型の「方式1」に比べ、民間事業者の創意工夫を活かせる「方式2」や「方式3」を検討すべきと考えられます。

また、「方式2」と「方式3」を比較した場合、「方式3」はライフサイクルコスト（建設から維持管理・運営全てにかかる費用）の削減の観点で民間の創意工夫が期待される方式と言われていますが、長期の事業契約となることから区の施策変更があった場合に柔軟に対応しにくいことや事業者の選定に時間を要するために施設供用の開始が遅くなるといったデメリットもあります。

以上から、本施設における整備・運営方式については「方式2」と「方式3」の双方のメリット・デメリットを勘案したうえで、今後、より適切な方式を検討していく必要があります。

7. 総合体育館改築の実現に向けて

(1) 事業スケジュール

総合体育館改築の実現に向けて、以下のようなスケジュールで事業を進めていくことが想定されます。今後、実現に向けて、東京都や庁内関係各所、スポーツ関係団体等との協議を具体的に進めていきます。

	事業スケジュール
平成 23 年度	・基本計画策定
平成 24 年度	・事業方式、実施方針検討
平成 25 年度	・事業着手
平成 26 年度	・事業推進

(2) 実現に向けた今後の検討事項

総合体育館改築の実現にあたっては、以下の点が課題として挙げられており、今後検討していく必要があります。

1) 改築工事期間中の利用者対応

新総合体育館を整備するためには、現在の総合体育館を閉鎖し、既存施設を解体の上、新たに建設工事を行うこととなります。現在、総合体育館を使っている利用者は、その間利用できなくなるため、代替の類似施設を利用する必要があります。代替施設を含め、工事期間中の利用者対応方策を検討する必要があります。

2) 周辺環境への配慮

対象地の近隣には住宅もあり、日影や騒音、振動などの近隣住民への影響を踏まえて慎重に配置計画をする必要があります。配置計画においては、敷地内の緑化についても十分留意します。さらに、周辺環境との調和を図るような形態や意匠とします。

また、改築により従前に比べて多くの区民が来館することが想定され、大会開始時などのピーク時には周辺道路で渋滞が発生する可能性があります。そのため、警察、道路管理者等との調整や駐車場台数の詳細検討をしていく必要があります。

3) 災害対応拠点としての役割

新総合体育館は、アリーナ等の広いスペースがあり、基本方針5に示したように、非常時の災害対応拠点となります。練馬区の地域防災計画等を踏まえながら、災害対応拠点としての役割や機能についても詳細に検討していく必要があります。

4) 地域交流拠点としての役割

新総合体育館は、練馬区のスポーツ振興の中核拠点であるとともに、周辺地域の住民が日常的に利用する施設です。中核拠点として様々な区民がスポーツ等の大会やイベントが開催されることを通じて、区民や地域住民の交流を深めることが期待されます。そのためには、来館者が交流しやすい空間づくりやオープンスペースのあり方などについて、今後詳細に検討していく必要があります。

5) 適切な事業方式の検討

「方式2（従来型整備＋指定管理者制度）」や「方式3（PFI等）」の事業方式が想定される中で、いずれの事業方式が本施設に適しているのか、様々な面で詳細に検討をしていく必要があります。特に、事業スケジュールや財源の確保などの観点から、今後、事業方式について、より具体的に検討していく必要があります。

6) 利用者の意見の反映

新総合体育館は、子供から高齢者までの幅広い年代が利用し、また様々な種目で利用されることが期待されています。一方、それぞれの利用形態によって、施設に求められる整備条件は変わってきます。今後詳細に施設設計を行う際には、誰もが安心して快適に利用できるよう、幅広い利用者の意見を施設設計に反映していく必要があります。

付属資料

- 1 練馬区立総合体育館改築基本計画の策定経過
- 2 練馬区立総合体育館改築基本計画策定検討組織
- 3 練馬区立総合体育館改築基本計画策定懇談会設置要綱
- 4 練馬区立総合体育館改築基本計画策定委員会設置要綱

1 練馬区立総合体育館改築基本計画の策定経過

(1) 練馬区立総合体育館改築基本計画策定懇談会における検討経過

開催日	検討内容
平成 23 年 9 月 5 日(月) 【第1回】	<ul style="list-style-type: none"> ・練馬区立総合体育館改築基本計画の策定について ・総合体育館の現状と課題について ・新総合体育館のあり方について
平成 23 年 10 月 14 日(金) 【第2回】	<ul style="list-style-type: none"> ・計画策定に向けた主な論点について ・新総合体育館の計画にあたっての基礎的事項について ・新総合体育館の想定されるパターン(機能・規模)について
平成 23 年 11 月 17 日(木) 【第3回】	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの議論のまとめと本日の論点について ・施設整備計画について ・管理運営計画について ・事業方式の比較について
平成 24 年 1 月 19 日(木) 【第4回】	<ul style="list-style-type: none"> ・練馬区立総合体育館改築基本計画素案(案)について
平成 24 年 3 月 8 日(木) 【第5回】	<ul style="list-style-type: none"> ・区民意見反映制度の結果について ・練馬区立総合体育館改築基本計画(案)について

(2) 練馬区立総合体育館改築基本計画策定委員会における検討経過

開催日	検討内容
平成 23 年 9 月 2 日(金) 【第1回】	<ul style="list-style-type: none"> ・練馬区立総合体育館改築基本計画の策定について ・総合体育館の現状と課題について ・新総合体育館のあり方について
平成 23 年 10 月 7 日(金) 【第2回】	<ul style="list-style-type: none"> ・計画策定に向けた主な論点について ・新総合体育館の計画にあたっての基礎的事項について ・新総合体育館の想定されるパターン(機能・規模)について ・事業方式の比較について
平成 23 年 11 月 8 日(火) 【第3回】	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの議論のまとめと本日の論点について ・施設整備計画について ・管理運営計画について ・事業方式の比較について
平成 23 年 12 月 22 日(木) 【第4回】	<ul style="list-style-type: none"> ・施設整備計画について ・練馬区立総合体育館改築基本計画素案(案)について
平成 24 年 1 月 13 日(金) 【第5回】	<ul style="list-style-type: none"> ・練馬区立総合体育館改築基本計画素案(案)について ・施設の維持管理・運営費について
平成 24 年 3 月 2 日(金) 【第6回】	<ul style="list-style-type: none"> ・区民意見反映制度の結果について ・練馬区立総合体育館改築基本計画(案)について

2 練馬区立総合体育館改築基本計画策定検討組織

(1) 練馬区立総合体育館改築基本計画策定懇談会

【委員】

(敬称略)

区 分	氏 名	所 属
学識経験者	◎柳沢 和雄	筑波大学大学院人間総合科学研究科体育科学系教授
	○松岡 宏高	早稲田大学スポーツ科学学術院准教授
スポーツ団体 関係者	石川 正子	公益社団法人練馬区体育協会
	森田 明	公益社団法人練馬区体育協会
	志村 雅	公益社団法人練馬区体育協会
	早乙女 正弘	練馬区体育指導委員会
	西坂 桂子	NPO 法人総合型地域スポーツクラブ谷原アルファ
	牧 真一	練馬区レクリエーション協会
その他団体 関係者	上原 正義	練馬区町会連合会
	佐藤 仁	公益社団法人東京都障害者スポーツ協会
	高村 いち	練馬区青少年委員会
公募区民	伊藤 三津子	
	榎本 清	
	加藤 春彦	
	小森 美どり	
	横山 静夫	

※◎印は座長、○印は副座長

(2) 練馬区立総合体育館改築基本計画策定委員会

【委員】

- ◎ 生涯学習部長
- 学校教育部庶務課長
- 企画部企画課長
- 企画部財政課長
- 総務部施設管理課長
- 環境部経営課長
- 都市整備部まちづくり推進調整課長
- 生涯学習部生涯学習課長
- 生涯学習部スポーツ振興課長

【事務局】

生涯学習部スポーツ振興課 施設計画担当係

※◎印は委員長

3 練馬区立総合体育館改築基本計画策定懇談会設置要綱

平成 23 年 7 月 8 日

23 練教生ス第 487 号

(設置)

第 1 条 練馬区立総合体育館改築基本計画の策定に向け、区民および識者の意見等を反映させるため、練馬区立総合体育館改築基本計画策定懇談会（以下「懇談会」という）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 懇談会は、練馬区立総合体育館改築基本計画の策定にかかる課題について検討を行う。

(構成)

第 3 条 懇談会委員は、教育長が委嘱し、つぎに掲げる者で構成する。

- (1) 学識経験者 2 名以内
- (2) スポーツ団体関係者 6 名以内
- (3) その他団体関係者 3 名以内
- (4) 公募区民 5 名以内

2 懇談会に座長および副座長を置く。座長は、委員の互選により選任する。副座長は、座長が指名する。

3 座長は、懇談会の会議を主宰し、懇談会を代表する。

4 座長に事故があるときまたは座長が欠けたときは、副座長がその職務を代理する。

(委員の任期)

第 4 条 懇談会委員の任期は、委嘱の日から平成 24 年 3 月末までとする。

(会議)

第 5 条 懇談会は、座長が招集する。

2 座長は、必要に応じて、懇談会委員以外の者に会議の出席を求め、意見を聴くことができる。

(公開)

第 6 条 懇談会の会議は、原則として公開で行うものとする。ただし、区長の管理する情報の公表および提供ならびに附属機関等の会議の公開に関する事務取扱要綱（平成 14 年 3 月 14 日練総情発第 150 号）の定めによるところにより非公開とすることができる。

(事務局)

第 7 条 懇談会の庶務は、生涯学習部スポーツ振興課が行う。

(委任)

第 8 条 この要綱の定めるもののほか、懇談会の運営に必要な事項は、座長が定める。

付 則

この要綱は、平成 23 年 7 月 8 日から施行する。

4 練馬区立総合体育館改築基本計画策定委員会設置要綱

平成 23 年 7 月 14 日
23 練教生ス第 428 号

(委員会の設置)

第 1 条 練馬区立総合体育館改築基本計画を策定するにあたり、庁内の総合的な調整および区の基本方針等を検討するため、練馬区立総合体育館改築基本計画策定委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、つぎに掲げる事項について所掌する。

- (1) 計画の策定方針および内容に関する事項
- (2) 練馬区長期計画その他の区の計画との調整に関する事項
- (3) その他、委員会が必要と認める事項

(委員会の構成)

第 3 条 委員会の委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、会議を主宰する。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(作業部会)

第 4 条 委員会には、第 2 条第 1 項に関する事項の調査および検討を行うため、作業部会（以下「部会」という）を置くことができる。

2 部会の構成および運営に関する事項は、委員長が別に定める。

(委員・部会の任期)

第 5 条 委員会の委員および作業部会の任期は、平成 23 年 8 月から計画策定終了時までとする。

(事務局)

第 6 条 委員会および部会の庶務は、いずれも生涯学習部スポーツ振興課が行う。

(委任)

第 7 条 この要綱の定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

付 則

この要綱は、平成 23 年 7 月 14 日から施行する。

練馬区立総合体育館改築基本計画

平成24年（2012年）3月

発行 練馬区教育委員会事務局生涯学習部スポーツ振興課

住 所 〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1

TEL 03-3993-1111（代表）

FAX 03-5984-1221

Eメール SPORTS02@city.nerima.tokyo.jp